

職員の給与等に関する報告及び勧告について

堺市人事委員会は、市長及び議長に対し、以下のとおり「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

1 日時及び場所

(1) 市長への手交

日時：令和6年10月1日（火）午前10時

場所：堺市役所 本館4階 秘書課 応接室（堺市堺区南瓦町3番1号）

(2) 議長への手交

日時：令和6年10月1日（火）午前10時30分

場所：堺市役所 本館10階 議会 応接室（堺市堺区南瓦町3番1号）

2 本年の報告及び勧告

別添【令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要】等参照

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：人事委員会事務局 電 話：072-228-7449 ファックス：072-228-7141
----------------------------	--

令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

I 職員の給与に関する報告及び勧告

「本年の報告・勧告のポイント」

月例給、特別給ともに引上げ

- ① 月例給については、職員給与が民間給与を 11,574 円 (2.85%) 下回っていることから、この較差を解消するため、給料表を引上げ改定
- ② 特別給については、職員の年間支給月数 (4.50 月分) が、民間の支給割合 (4.58 月分) を下回っているため、0.10 月分引上げ改定 (4.50 月分 → 4.60 月分) 引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

1 本市職員と民間従業員との給与比較等

(1) 給与等の調査

本年4月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を実施した。民間従業員については、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所のうち267事業所を母集団として、人事院により無作為抽出された75事業所を対象に調査を実施した。

(調査完了事業所62事業所、調査完了率^(※)84.9%)

※ 抽出した75事業所から、企業規模又は事業所規模が調査対象外の2事業所を除く73事業所に占める調査完了事業所の割合

(2) 比較の結果

- ① 月例給 (本市職員と民間従業員の給与を、ラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較)

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A-B=C) (C/B×100)
417,479 円	405,905 円	11,574 円 (2.85%)

(注1) 民間従業員・本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。本市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

(注2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は43.3歳、平均勤続年数は17.5年である。

- ② 特別給 (本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間事業所の特別給の支給割合を比較)

民間の支給割合 (A)	職員の支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.58 月分	4.50 月分	0.08 月

2 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

- ・堺市職員及び組織の活性化に関する条例に基づき、昨年7月の「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の調査票情報による調査を実施し、本市内の民間給与の傾向を把握するための参考とした。
- ・正社員・正職員30人以上の事業所における、令和3年から令和5年の所定内給与は、令和3年370,604円、令和4年358,197円、令和5年336,903円となっている。
- ・民間事業所においては、同じ役職名であっても、その給与水準は広範囲に分布した。

3 本年の給与の改定

(1) 月例給

- ・近隣市と比較して大学卒の初任給水準が低く、民間の初任給との間にも差がみられる。また、職員採用試験における受験者数は減少傾向にあり、国と同様に若年層職員の離職率は増加傾向にある。民間の状況及び本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級号給に及ぶよう所要の引上げを行う必要がある。
 - ・初任給については、本年の人事院勧告による改定後の国家公務員一般職の初任給と同等になるよう、引き上げることが適当である。
 - ・行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。
- [実施時期] 令和6年4月

(2) 特別給

- ・民間の支給状況に見合うよう、年間支給月数を上げる（4.50月分 → 4.60月分）。
 - ・民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。
- [実施時期] 令和6年12月（注）勧告月数は、人事院と同様に、小数第2位を2捨3入・7捨8入し、0.05月単位で決定（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和6年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.275月（現行1.225月）
勤勉手当	1.025月（支給済み）	1.075月（現行1.025月）
令和7年度 期末手当	1.25月	1.25月
以降 勤勉手当	1.05月	1.05月

(3) 初任給調整手当

- ア 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮し、改定を行う必要がある。
 - イ 獣医師に対する初任給調整手当については、行政職給料表の改定率を考慮し、改定を行う必要がある。
- [実施時期] 令和6年4月

4 給与制度のアップデートへの対応

ア 地域手当

東京都特別区内にある勤務場所に勤務する職員及び勤務地が東京都特別区外である医療職給料表の適用を受ける職員以外に支給する地域手当の支給割合を、令和7年、令和8年の2か年をかけて段階的に（各年度1%）引上げ、現行の10%から12%に改定すること。

イ 扶養手当

配偶者に係る手当6,500円を廃止し、子に係る手当の月額を、令和7年、令和8年の2か年をかけて段階的に（各年度1,500円）引上げ、現行の10,000円から13,000円に改定すること。

ウ 管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯について、現行の午前0時から午前5時の間を午後10時から翌午前5時の間に拡大すること。

エ 特定任期付職員の特別給

特定任期付職員の特別給について、従来の特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給すること。

オ 住居手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給すること。

[実施時期] 令和7年4月（ア及びイについては経過措置を設ける。）

5 参考資料

<人事委員会勧告の状況>

		令和4年	令和5年	令和6年
月例給	較差	962円 (0.25%)	3,925円 (1.01%)	11,574円 (2.85%)
特別給	民間の支給割合	4.41月分	4.49月分	4.58月分
	職員の支給月数	4.30月分	4.40月分	4.50月分
勧告の内容		月例給の引上げ 特別給の引上げ (4.30月分 → 4.40月分)	月例給の引上げ 特別給の引上げ (4.40月分 → 4.50月分)	月例給の引上げ 特別給の引上げ (4.50月分 → 4.60月分)

II 職員の人事管理に関する報告

1 職員の能力・組織力の向上

近年の大規模災害や感染症などのリスクの増大、加速するデジタル化とデジタル変革への対応など、本市を取り巻く環境や市民の価値観も大きく変化する中、能率的な公務運営を実現し、複雑化・高度化する行政課題への対応や、行政サービスの向上を図るためには、多様な人材が相互理解を深めながら活躍し、貢献意欲を持って成長できるよう、それぞれの能力や意欲を最大限に引き出すことで、組織力を最大化させる人材マネジメントに取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

公務員試験に特化した対策をすることなく受験できる試験の導入をさらに拡充し、申込者数の減少が顕著に表れている技術職においては、任命権者との連携を強化しながら、職務内容や仕事の魅力を積極的に発信する。また、本市が求める人物像に合致する人材を確保できるよう、面接試験における面接員のスキル向上に取り組むことや、本市で働く魅力ややりがいを効果的に発信し、本市の向かうべきビジョンに対する理解を深めることで、本市への志望度の向上及び若年層の離職防止につなげる。

(2) 人材の育成

外部研修も含めたリスキリングの機会提供と職員がそこで得た専門性の業務への活用、リスキリングに対するインセンティブの拡充など更なる取組が求められる。また、職員の主体的なキャリア形成支援、人事評価における評価結果や貢献度等の職員へのフィードバック、管理職員の人材マネジメントに係る能力向上支援を実施するなど、職員それぞれの能力を最大限に引き出すことで、組織力を向上させる必要がある。とりわけデジタル時代に対応した組織へと変革するため、DX マインドを職員に浸透させることが急務である。

管理職員においては、職員の意欲と能力が引き出されるよう、職員のライフプランや価値観の変化も念頭に、相互理解と信頼関係に基づいた風通しの良い職場風土を醸成し、職員との円滑なコミュニケーションを図ることで、組織目標を浸透させ、貢献や成長を実感できるような業務推進に取り組むことが求められる。また、職員においては、主体的に自身のキャリアをデザインし、その形成に向けて学習し続けることが重要である。

(3) 人事評価制度の活用

より信頼性と納得性の高い制度となるよう、管理職員の評価や人材育成に係る能力向上を支援し、人事評価結果の昇給への活用については、管理職員への試行実施状況を踏まえつつ、国及び他都市の事例も参考にしながら、一般職員を含めた本格実施に向け、引き続き、反映手法などの検討を進められたい。

(4) 多様な人材の活躍推進

女性登用を推進するためには、女性がそれぞれのキャリア形成に対する意欲を高められるよう、男女問わずライフイベントとキャリアの両立を支援する取組が重要である。多様なロールモデルを示すことや、男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう留意し、人材の育成や徹底した時間外勤務の縮減、組織におけるアンコンシャス・バイアス解消に向けた職員の意識改革など、女性の活躍推進に向けた環境整備に取り組まれたい。

高齢層職員においては、これまでの豊富な経験や能力を発揮できる業務に従事し、活躍するために、面談等を通じて期待される役割への理解も深めることで、それぞれの適性や能力、事情に応じた多様な働き方が実現される人事配置を行われたい。

障害のある職員がそれぞれの適性をいかし、その能力を最大限に発揮して、働き続けることができる環境整備が重要である。引き続き、職場での理解促進やそれぞれの障害特性に応じた合理的配慮の提供、また、令和8年7月に引き上げられる法定雇用率も視野に入れ、採用や職場定着支援に取り組まれたい。

2 働きやすい職場環境の整備

ライフスタイルや仕事に対する価値観が多様化している状況において、職員が持てる力をいかに発揮し、質の高い行政サービスを提供するため、また、公務能率の向上、職員の健康確保はもとより人材確保の観点からも、職員それぞれのワーク・ライフ・バランスの実現をめざして、組織を挙げて取り組むことが重要である。

(1) 長時間労働の是正

長時間労働の是正のためには、職場風土や職員の意識を改革する必要もあり、長時間労働を常態化させることがないよう、所属長のリーダーシップのもと、上限規制の趣旨や仕事と生活が調和したライフスタイル実現の意義を組織に浸透させることが求められる。職員の時間外勤務の実態を把握するだけでなく、時間外勤務の要因の整理・分析・検証を行い、その結果を踏まえ、DX 推進等による業務の効率化や管理職のマネジメント力強化、要員配置の最適化など、組織全体として時間外勤務削減に向けた適切な対策の強化に取り組まれない。

教育委員会においては、「ウェルビーイング向上のための取組指針」や「経済財政運営と改革の基本方針 2024」等を踏まえた取組を確実に実施し、質の高い教員の確保につながる働き方改革の更なる推進に努められたい。

(2) 柔軟な働き方の推進

男性職員の育児に対する意識改革をさらに進めるなど、仕事と育児や介護との両立支援に取り組むことや、国や他都市の動向を注視しつつ、テレワーク（在宅勤務）の要件緩和やフレックスタイム制の導入、勤務時間制度の更なる柔軟化、休暇制度を活用しやすい職場環境の整備など、効果的な取組を積極的に進め、多様で柔軟な働き方の実現に努められたい。

(3) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策が重要課題であることを組織全体の共通認識とし、職場特有の休職の傾向を踏まえ、関係機関の役割や連携を明示したメンタルヘルス対策に関する基本方針や計画を策定するなど、中長期的な視点で全庁的・継続的に取り組まれない。また、メンタルヘルス不調の背景にある様々な要因に応じた対策を効率的に進めるために、関係機関が連携し、早期の情報提供や相談体制の強化、復職支援対策、ハラスメント対策や長時間労働の是正等、予防や早期発見から再発防止までの総合的な対策に取り組まれない。引き続き勤務間インターバル制度の導入やストレスチェックの活用など、職員の健康確保のために配慮を促す仕組みを検討されたい。

(4) ハラスメントの防止

ハラスメントの未然防止に向け、ハラスメントに対する理解をより深める研修等による意識啓発の取組を推進する必要がある。また、カスタマーハラスメントなど、職員が業務に関連して受ける著しい迷惑行為への初動対応を迅速かつ適切に行えるよう、組織対応力を強化されたい。所属長においては、ハラスメントを許さないという基本姿勢を徹底させ、問題の兆候を見逃さない姿勢で、真摯かつ迅速に対応を行うなど、職員の就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講じられたい。

3 市民からの信頼の確保

職員においては、勤務時間の内外を問わず、職員それぞれが高い倫理観と使命感が求められていることを再認識し、一つの不祥事により、本市全体の信用が一瞬にして失われることを常に意識して行動しなければならない。加えて、教職員においては、意識改革のためのプログラムに基づく取組を継続的に実践し、不祥事の未然防止、信頼回復に取り組まれない。

任命権者においては、研修等の公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施することや、不祥事に対しては、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月

堺市人事委員会



人 委 第 1 1 6 9 号
令 和 6 年 1 0 月 1 日

堺市議会議長 田 淵 和 夫 様
堺 市 長 永 藤 英 機 様

堺市人事委員会
委員長 酒 井 貴 子

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、あわせて、その改定について別紙第2のとおり勧告します。また、同法の規定に基づき、職員の人事管理について別紙第3のとおり報告します。

職員の給与に関する報告

人事委員会による地方公務員の給与勧告は、地方公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置であり、地方公務員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法に基づき、職員及び民間従業員の給与実態、その他給与決定の基礎となる諸条件について調査研究を行い、職員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本として必要な給与勧告・報告を行っている。

本年の調査研究の内容は、以下のとおりである。

1 職員の給与

本委員会は、本市に勤務する一般職の職員（現業職員及び企業職員等を除く。以下同じ。）の本年4月現在の給与実態を把握するため「令和6年堺市職員給与実態調査」を実施した。

（参考資料2頁～35頁：第1表～6表）

本市の一般職の職員に適用する給料表は、行政職給料表¹、医療職給料表、消防職給料表、保育職給料表、定年前再任用短時間勤務職員給料表及び特定任期付職員給料表並びに高等学校等教育職給料表及び小中学校等教育職給料表であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表が適用される職員の給与等の状況は、次のとおりである。

¹ 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）に規定された行政職給料表をいう（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）に規定された行政職給料表を含む。）。

第1表 行政職給料表適用職員の給与等の状況

項目		内容	項目		内容
職員数		3,618人	平均年齢		40.9歳
平均給与月額	給料	325,332円	平均勤続年数		15.6年
	管理職手当	9,165円	学歴別 職員 構成比	中学卒	0.3%
	扶養手当	9,189円		高校卒	16.9%
	地域手当	34,429円		短大卒	3.1%
	住居手当	7,306円		大学卒	79.7%
	その他	103円	性別	男	55.8%
	合計	385,524円	構成比	女	44.2%

(注1) 「平均給与月額」の「その他」には、「初任給調整手当」及び「単身赴任手当」を含んでいる。

(注2) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある(第2表、参考資料第1表その2及び第11表その2において同じ。)

(注3) 定年が段階的に引き上げられるに伴い、堺市職員の給与に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(第5表において同じ。)

2 民間の給与

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本市内に所在する民間事業所の従業員の給与実態を把握するため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の各人事委員会と共同で「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。

(参考資料 38頁～50頁：第7表～11表)

調査対象は市内民間事業所のうち、常勤の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、事業所単位で50人以上の事業所である。

本年の調査対象事業所は267事業所であったが、層化無作為抽出法²により抽出した75事業所を対象に、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び医療関係、教育関係等54職種について、給与改定の有無や賃金カット等の有無にかかわらず、本年4月分として従業員に支払われた給与月額等を調査した。

調査完了事業所は62事業所、調査完了率は84.9%³であり、調査結果は、

² 「層化無作為抽出法」は、調査対象事業所を産業、規模等によって層化(グループ分け)し、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

³ 調査開始前に抽出した75事業所のうち、調査実施時点において、企業規模又は事業所規模が調査対象外となる事業所が2事業所判明したため、これを除いた73事業所に占める調査完了事業所62事業所の割合を完了率としている。

広く民間事業所の状況を反映したものといえる。

主な調査結果は、次のとおりである。

(2) 給与改定等の状況

ア 初任給の状況

事務・技術関係職種の新規学卒者の本年4月の初任給月額は、大学卒 234,558 円、高校卒 199,232 円となっている。

(参考資料 39 頁：第 8 表)

民間事業所において本年4月に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 32.6% (昨年 28.6%)、高校卒で 25.5% (同 24.7%) と昨年よりも増加している。また、採用があった事業所において、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 61.9% (同 62.2%)、高校卒で 65.2% (同 49.9%) と昨年に比べ高校卒で増加がみられる。

第 2 表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	32.6%	(61.9%)	(38.1%)	(0.0%)	67.4%
高校卒	25.5%	(65.2%)	(34.8%)	(0.0%)	74.5%

(注) () 内は、採用がある事業所を 100 とした割合である。

イ 給与改定の状況

民間事業所におけるベースアップ等の状況は、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は 76.0% (昨年 45.4%)、中止した事業所はなく (同 5.0%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は 2.8% (同 0.0%) であった。課長級については、ベースアップを実施した事業所の割合は 63.5% (同 36.7%)、中止した事業所はなく (同 7.1%)、ベースダウンを実施した事業所もなかった (同 0.0%)。

第3表 民間における給与改定の状況

役職 段階	項目	ベースアップ	ベースアップ	ベースダウン	ベース改定の
		実施	中止		慣行なし
係	員	76.0%	0.0%	2.8%	21.2%
課	長 級	63.5%	0.0%	0.0%	36.5%

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、民間事業所において定期昇給を実施した事業所の割合は、係員で84.1%（昨年79.8%）、課長級で64.6%（同68.8%）であった。

第4表 民間における定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給制度あり				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		定期昇給実施			定期昇給 中止			
		増額	減額	変化なし				
係	員	86.2%	84.1%	23.3%	5.3%	55.5%	2.1%	13.8%
課	長 級	66.8%	64.6%	21.8%	5.4%	37.4%	2.2%	33.2%

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

本委員会は、前述の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあつては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の従業員（公務・民間ともに新規学卒者を除く。）について、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士の4月分の給与月額を5頁第6表「比較における役職段階の対応関係」により対比させ、精密な比較（ラスパイレス方式⁴）を行い、その較差を算出した。

⁴ 「ラスパイレス方式」は、本市職員（行政職給料表適用職員）とこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の民間従業員を対象とした上で、個々の本市職員に、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする民間従業員の給与額を支給したと仮定して算出される公務全体の給与支給総額と、現に本市職員に支給している給与支給総額を比較して計算する方法である。

その結果は、下表に示すとおり、本市職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均11,574円(2.85%)下回っていた。

第5表 職員給与と民間給与との較差

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差(A) - (B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
417,479円	405,905円	11,574円(2.85%)

(注1) 民間従業員・本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(注2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は43.3歳、平均勤続年数は17.5年である。

第6表 比較における役職段階の対応関係

規模 職務の級	企業規模		
	500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満
8級(局長)	支店長、工場長、部長、部次長	—	—
7級(部長)	課長	支店長、工場長、部長	—
6級(課長)	課長、課長代理	部次長、課長	支店長、工場長、部長、部次長
5級(課長補佐)	課長代理	課長	課長
4級(係長)	係長	課長代理	課長代理
3級(副主査)		係長	係長
2級(高度係員)	主任	主任	主任
1級(係員)	係員	係員	係員

(2) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果、民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の支給状況は、平均所定内給与月額
の4.58月分に相当しており、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月
数(4.50月分)は、民間の支給割合を0.08月分下回っていた。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	390,358 円
	上半期 (A2)	408,741 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	886,359 円
	上半期 (B2)	945,203 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.27 月分
	上半期 (B2/A2)	2.31 月分
支給割合合計		4.58 月分

(注) 下半期とは昨年8月から本年1月まで、上半期とは本年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と国家公務員給与の比較

国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、昨年4月の給料水準を学歴別、経験年数別に区分し、ラスパイレス方式により比較した場合の本市職員の指数(国家公務員を100とする)は100.3となっている。

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。また、あわせて国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。

勧告では、月例給については、国家公務員給与が民間給与を11,183円下回っており、民間給与との均衡を図るため、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げるよう言及した。

特別給については、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っており、支給月数を0.10月分引き上げるよう言及している。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支

給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしている。

(32 頁：〔参考〕 人事院勧告・報告の概要)

6 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

本委員会では、堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成 24 年条例第 30 号）に基づき、昨年 7 月の「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の調査票情報による調査を実施し、本市内の民間給与の傾向を把握するための参考とした。

(1) 民間の給与水準

令和 3 年から令和 5 年まで、正社員・正職員 30 人以上の事業所における給与水準は、令和 3 年 370,604 円、令和 4 年 358,197 円、令和 5 年 336,903 円であった。令和 3 年から令和 4 年にかけては 12,407 円減少し、令和 4 年から令和 5 年にかけても、21,294 円減少していた。

また、民間事業所の給与水準を事業所規模ごとにみると、最も給与水準が高い事業所は、令和 3 年は 50 人以上 100 人未満の事業所、令和 4 年及び令和 5 年は 500 人以上の事業所であった。一方、最も給与水準が低い事業所は、令和 3 年は 30 人以上 50 人未満、令和 4 年及び令和 5 年は 100 人以上 500 人未満の事業所であった。

第8表 令和3年～令和5年賃金構造基本統計調査の結果

年	項目	事業所規模（正社員・正職員）				
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	30人以上 50人未満	規模計 (30人以上)
令和3年	調査事業所数（事業所）	9	14	9	6	38
	調査実人員（人）	148	157	40	15	360
	平均年齢（歳）	37.9	40.5	47.6	40.4	41.5
	所定内給与額（円）	391,588	330,209	402,290	316,070	370,604
令和4年	調査事業所数（事業所）	6	10	9	10	35
	調査実人員（人）	111	152	67	43	373
	平均年齢（歳）	39.1	38.1	43.9	40.8	40.8
	所定内給与額（円）	431,743	303,292	341,076	328,192	358,197
令和5年	調査事業所数（事業所）	6	11	11	12	40
	調査実人員（人）	57	196	66	73	392
	平均年齢（歳）	41.1	37.8	47.5	41.4	39.7
	所定内給与額（円）	409,536	327,680	332,838	338,288	336,903

(注) 所定内給与額は、きまって支給する給与から時間外手当を除いたものである（通勤手当額を含む。分離不可）。

(2) 民間給与の傾向

調査票情報から得られた給与データを3年分集約し、役職段階ごとの給与水準の分布状況についても、調査を行った。役職ごとに、上位10%又は下位10%の者を除いた場合には、部長級では769,673円から376,820円、課長級では637,241円から324,390円、係長級では510,193円から232,112円、非役職者では493,700円から214,650円に分布していた。民間事業所においては、同じ役職名であっても、その給与水準は広範囲に分布している。

(参考資料53頁：第13表)

また、年齢層ごとの給与水準については、事業所規模が正社員・正職員30人以上の事業所では、年齢の上昇に伴い、給与水準が一定の上昇を続ける傾向がみられるなど、民間事業所の給与カーブの状況を把握することができた。

(参考資料53頁：第14表)

7 その他諸情勢

(1) 経済状況

日本経済の基調判断について、本年4月の「月例経済報告」（内閣府）では、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」と

示されている。また、大阪経済の景気動向について、本年6月（4月指標）の「大阪経済の情勢」（大阪産業経済リサーチセンター）では、「大阪経済は、持ち直しの動きに一服感がみられる」と示されている。しかし、先行きでは「物価上昇等による経済への影響や、世界の経済・金融動向」等について、引き続き注意が必要としている。

(2) 生計費・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）における本年4月の全国の所定内給与の状況は、昨年4月に比べ2.5%増加しており、「毎月勤労統計調査地方調査」（大阪府）における本年4月の府内民間事業所の所定内給与についても、昨年4月に比べ2.9%増加している。

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では2.5%上昇しており、本市では2.1%上昇していた。

（参考資料 56 頁、57 頁：第 16 表）

本委員会が「家計調査」（総務省）に基づき算定した本年4月の本市における標準生計費は、2人世帯 154,520 円、3人世帯 192,410 円、4人世帯 230,380 円、5人世帯 268,310 円となっている。

（参考資料 55 頁：第 15 表）

本年4月の有効求人倍率（厚生労働省）は、全国で1.26倍（前年同月比0.06ポイント減）、大阪府で1.22倍（前年同月比0.10ポイント減）となっている。また、本年4月の全国の完全失業率（総務省）は2.6%（前年同月2.6%）となっている。

（参考資料 56 頁、57 頁：第 16 表）

8 本年の給与の改定

(1) 月例給

前記3(1)のとおり、本年4月分の本市職員の給与と市内民間従業員の給与を比較した結果、職員給与が民間給与を11,574円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告において、月例給の改定に当たっては、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給は、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」(以下「給与制度のアップデート」という。)に係る措置も前倒しで講じることにより、一般職試験(高卒者)は12.8%(21,400円)引き上げて188,000円、一般職試験(大卒程度)は12.1%(23,800円)引き上げて220,000円と大幅に引き上げることとされた。また、これを踏まえ、若年層が在職する号俸に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸にも重点を置いた引上げ改定を行い、その他の職員が在職する号俸については、改定率を逡減させつつ引上げ改定を行うこととされたところである。

本市職員の初任給については、近隣市と比較して大学卒の初任給水準は低い状況となっており、民間の初任給との間にも差がみられる。また、職員採用試験における受験者数は減少傾向にあり、国と同様に若年層職員の離職者数は増加傾向にある。

民間給与との比較を行っている行政職給料表の改定に当たっては、民間の状況や本年の人事院勧告における国家公務員の改定内容等を踏まえ、本市においても、喫緊の課題である人材確保の観点から、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級号給に及ぶよう所要の引上げを行う必要がある。このことから、初任給については、国との均衡を考慮し、本年の人事院勧告による改定後の国家公務員一般職の初任給と同等になるよう、引き上げることが適当である。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.08月分下回っていた。このため、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分⁵引き上げる必要がある。なお、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することが適当である。

(3) 初任給調整手当

ア 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮し、改定を行う必要がある。

イ 獣医師に対する初任給調整手当については、行政職給料表の改定率を考慮し、改定を行う必要がある。

(4) 改定の実施時期

上記(1)及び(3)の改定は、本年4月時点での調査結果に基づく措置が基本となることから、同月に遡及して実施する必要がある。

上記(2)の改定は、本年12月期の期末手当・勤勉手当から実施する必要がある。

9 給与制度のアップデートへの対応

本年の人事院勧告においては、「多様で有為な人材の確保」、「職員の成長支

⁵ 本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を実施している。

援と組織パフォーマンスの向上」、「Well-being の実現に向けた環境整備」という現下の公務員人事管理をめぐる重点課題に取り組む一環として、「若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定」をはじめとする6つの観点から、給与制度のアップデートを行うことが示された。

本市においても、人材の確保は喫緊の課題であり、組織パフォーマンスの向上、ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応も求められるところである。この給与制度のアップデートについては、地方公務員法に基づき、国の給与制度との均衡を図るという観点もあるが、本市給料表の各級における在職状況や昇給・昇格の状況、各種手当の支給状況を勘案すると、人事院勧告で示された各制度別の具体的措置内容のうち、以下の事項については、必要な措置を講じることが適当であると考えます。

(1) 措置すべき事項

ア 地域手当

人事院においては、地域間の給与水準の調整に関する枠組みの見直しとして、支給地域を市町村単位から都道府県単位へ広域化し、級地区分を7段階から5段階へ削減する措置を講じる勧告が行われた。

本市においても、人事院勧告に準じて、支給割合を改定する必要がある。

イ 扶養手当

人事院においては、家族の在り方やライフスタイルが多様化する中で、生活補助的な給与についても官民の状況の変化を踏まえたものとする必要があるとされており、こうした観点から、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる勧告が行われた。

本市の市内民間事業所における家族手当の状況について、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果をみると、配偶者に手当を支給する事業所は44.7%であり、配偶者に係る手当の見直しを勧告した平成28年の調査結

果（69.7%）から25.0ポイント減少している。さらに本年の「職員給与実態調査」の結果をみると、配偶者に係る扶養手当を受給する職員の割合は17.1%であり、平成28年の割合（29.9%）から12.8ポイント減少している。配偶者への手当の支給状況は国と同様であり、このような社会と公務の変化を踏まえ、本市においても、人事院勧告に準じて、同様の見直しを行う必要がある。

ウ 管理職員特別勤務手当

人事院においては、近年の災害への対処など、他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相当程度行う実態が見られる中、管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大する勧告が行われた。

本市においても、国と同様の勤務実態があることから、管理職員の勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、人事院勧告に準じて、同様の見直しを行う必要がある。

エ 特定任期付職員の特別給

人事院においては、現行の特定任期付職員の特別給について、能力・実績に基づく人事管理と人材確保の観点から、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改める勧告が行われた。

本市においても、能力・実績に基づく人事管理と人材確保の観点から、人事院勧告に準じて、同様の見直しを行う必要がある。

オ 住居手当

人事院においては、高齢層職員の能力及び経験の活用が進められてい

る中、定年前再任用短時間勤務職員等⁶に対し、現在支給されていない手当の中で異動の円滑化に資する住居手当等を新たに支給する勧告が行われた。

本市においても、人事院勧告に準じて、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、新たに住居手当を支給する必要がある。

(2) 改定の実施時期

上記(1)の各手当の改定は、令和7年4月1日から実施する必要がある。

ただし、アの地域手当、イの扶養手当については人事院勧告に準じた経過措置を講ずるものとする。

10 給与勧告実施の要請

人事委員会による給与勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させることを基本として行うものである。

このような方法により職員の給与を決定することは、広く市民の理解と納得が得られ、また、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものであると考える。

本年の勧告においては、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、期末手当・勤勉手当について、民間における特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数の引上げを行うこととした。また、国の給与制度のアップデートに準じて、必要な手当の改正を行うこととした。

公務を取り巻く環境は依然として厳しいところではあるが、職員において

⁶ 定年前再任用短時間勤務職員（定年の引上げに伴い、60歳に達した日以後、定年前に退職し短時間勤務の職に再任用された職員）のほか、暫定再任用職員（定年が65歳となるまでの間に定年退職し再任用された職員等）を含む。

は、引き続き全体の奉仕者としての使命感を持ち、市民の信頼と期待に応えるため、職務に尽力されるよう要望する。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表

本市職員の給与と民間従業員の給与との較差を解消するため、本年の給与の改定で述べた内容を考慮して、給料表を改定すること。

2 期末手当・勤勉手当

(1) 令和 6 年 12 月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（管理職である職員にあつては、1.075 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（管理職である職員にあつては、1.275 月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を 0.7125 月分（管理職である職員にあつては、0.6125 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 0.5125 月分（管理職である職員にあつては、0.6125 月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

(2) 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

ア イ及び特定任期付職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分

(管理職である職員にあつては、それぞれ 1.05 月分) とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分 (管理職である職員にあつては、それぞれ 1.25 月分) とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7 月分 (管理職である職員にあつては、それぞれ 0.6 月分) とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5 月分 (管理職である職員にあつては、それぞれ 0.6 月分) とすること。

3 初任給調整手当

- (1) 人事院勧告を考慮し、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の改定を行うこと。
- (2) 行政職給料表の改定率を考慮し、獣医師に対する初任給調整手当の改定を行うこと。

4 給与制度のアップデートへの対応

(1) 地域手当

東京都特別区内にある勤務場所に勤務する職員及び勤務地が東京都特別区外である医療職給料表の適用を受ける職員以外に支給する地域手当の支給割合を 100 分の 12 とすること。

(2) 扶養手当

ア 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額 (扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあつては、堺市職員の給与に関する条例第 16 条第 4 項の規定により加算される前の額) を 1 人につき 13,000 円とすること。

イ 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

(3) 管理職員特別勤務手当

管理監督職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(4) 特定任期付職員の特別給

ア 勤勉手当を支給すること。

イ 年間で期末手当1.90月、勤勉手当1.75月とし、6月期と12月期の支給月数が均等になるよう定めること。

ウ 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

(5) 住居手当

定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当を支給すること。

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)については令和6年12月1日から、2の(2)及び4については令和7年4月1日から実施すること。

(2) 地域手当の支給割合の特例措置

地域手当の支給割合については、令和7年4月1日から100分の11とし、令和8年4月1日から100分の12とすること。

(3) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以下であるもの及び同

表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる場合にあつては、堺市職員の給与に関する条例第16条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

職員の人事管理に関する報告

1 職員の能力・組織力の向上

我が国の少子化の進行による人口減少は深刻さを増しており、生産年齢人口の減少や高齢社会問題への対応が迫られている。また、近年の大規模災害や感染症などのリスクの増大、加速するデジタル化とデジタル変革への対応など、新たな課題の解決も求められている。このように本市を取り巻く環境や市民の価値観も大きく変化する中、能率的な公務運営を実現し、複雑化・高度化する行政課題への対応や、行政サービスの向上を図るためには、多様な人材が相互理解を深めながら活躍し、貢献意欲を持って成長できるよう、それぞれの能力や意欲を最大限に引き出すことで、組織力を最大化させる人材マネジメントに取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

生産年齢人口が急速に減少し、人材獲得競争が厳しさを増していることなどを背景に、今後、人材の確保が困難となった場合には経営資源が大きく制約されることが想定されることから、限られた人員で効率的な行政運営を推進することが求められる。また、民間企業においては、採用意欲が依然として高く、公務員志望者の減少が深刻化している。

本市においても受験者の減少に歯止めをかけることが喫緊の課題であり、意欲と能力のある多様な人材を安定的に確保するためには、就職意識や価値観の変化を的確に捉えることにより、受験者ニーズにマッチした広報活動や採用試験の実施方法を検討する必要がある。このため本委員会では、公務員試験に特化した対策をすることなく受験できる試験の導入をさらに

拡充し、特に申込者数の減少が顕著に表れている技術職においては、任命権者との連携を強化しながら、職務内容や仕事の魅力を積極的に発信する。また、本市が求める人物像に合致する人材を確保できるよう、面接試験における面接員のスキル向上に取り組むことや、本市で働く魅力ややりがいを効果的に発信し、本市の向かうべきビジョンに対する理解を深めることで、本市への志望度の向上及び若年層の離職防止につなげる。

教育委員会で実施している教員採用選考試験では、教育実習等で多忙な大学4年生等の負担軽減を図るため、大学3年生等を対象とした選考区分を新設した。また、現職教諭を対象とした選考区分を元教諭にも対象を拡大し、1次面接試験をオンラインに変更するなど、より多くの受験者を確保するため、採用試験の見直しを行った。今後も様々な広報媒体を活用し、本市教育の魅力や取組を発信することや、本市が求める人物像に合致する優秀な人材を確保できるよう、選考方法の工夫・改善等を進められたい。

(2) 人材の育成

本市では、昨年3月に策定された「堺市職員力・組織力向上基本方針」で、職員のあるべき姿を「市民生活の安定・充実を図るため、向上心を持って挑戦し組織変革できる職員」と定め、「人事施策」「人事評価」「研修」を連携させて職員の能力開発に取り組んでいる。職員がやりがいと成長を実感しながら、業務の効率化や生産性の向上、様々な行政課題の解決に挑戦することで、質の高い行政サービスを恒常的に提供するためには、多様な人材の能力・適性等を考慮した効果的・戦略的な育成に組織全体で取り組むことが重要である。

任命権者においては、外部研修も含めたリスクリングの機会提供と職員がそこで得た専門性の業務への活用、リスクリングに対するインセンティブの拡充など更なる取組が求められる。また、職員の主体的なキャリア形

成支援、人事評価における評価結果や貢献度等の職員へのフィードバック、管理職員の人材マネジメントに係る能力向上支援を実施するなど、職員それぞれの能力を最大限に引き出すことで、組織力を向上させる必要がある。とりわけデジタル時代に対応した組織へと変革するため、DX マインドを職員に浸透させることが急務である。

管理職員においては、職員の意欲と能力が引き出されるよう、職員のライフプランや価値観の変化も念頭に、相互理解と信頼関係に基づいた風通しの良い職場風土を醸成し、職員との円滑なコミュニケーションを図ることで、組織目標を浸透させ、貢献や成長を実感できるような業務推進に取り組むことが求められる。

また、職員においては、主体的に自身のキャリアをデザインし、その形成に向けて学習し続けることが重要である。多様な行政課題の解決と質の高いサービスの提供に向け、柔軟で豊かな発想力、変革への行動力をもって、様々な課題に挑戦する生き生きとした組織の一員として活躍されることを期待する。

(3) 人事評価制度の活用

本市においては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、管理職員に対して人事評価結果の昇給への活用が試行実施されている。本年の人事院勧告では、職員の職務上の役割や能力、実績に応じた処遇を確保し、組織力を向上させるため、勤勉手当の成績率の上限を引き上げることが示された。

職員の意欲と能力を最大限に引き出し、組織全体のパフォーマンスを向上させるためには、人事評価制度の公正な運用と人材育成への効果的な活用が不可欠である。

任命権者においては、より信頼性と納得性の高い制度となるよう、管理

職員の評価や人材育成に係る能力向上を支援し、人事評価結果の昇給への活用については、管理職員への試行実施状況を踏まえつつ、国及び他都市の事例も参考にしながら、一般職員を含めた本格実施に向け、引き続き、反映手法などの検討を進められたい。

(4) 多様な人材の活躍推進

様々な環境変化に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、性別や年齢、価値観や個性の異なる多様な人材が、育児や介護などそれぞれの事情を配慮され、公平な機会のもと、能力を發揮できる環境を実現すること（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）で、組織力を最大化させる必要がある。また、その実現に向けては、相手の立場や意見を尊重しつつ、自分の考えを正確に伝えながら積極的にコミュニケーションを取ること（アサーティブ・コミュニケーション）により、心理的安全性を備えた職場環境を形成し、相互理解の促進や組織への参加意識の向上を図ることが求められる。

本市では、令和4年3月に策定した「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、女性職員の比率に関する目標値を、教職員を除く全職員を対象に、令和8年度において管理職は30%以上、役職者（消防職員を除く。）は40%以上としている。今年度の実績値は、管理職が21.5%、役職者が30.0%であり、一定の進捗がみられる。引き続き、女性職員の比率向上に向けた更なる取組が求められる。

女性登用を推進するためには、女性がそれぞれのキャリア形成に対する意欲を高められるよう、男女問わずライフイベントとキャリアの両立を支援する取組が重要である。多様なロールモデルを示すことや、男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう留意し、人材の育成や徹底した時間外勤務の縮減、組織におけるアンコンシャス・バイアス解消に向け

た職員の意識改革など、女性の活躍推進に向けた環境整備に取り組まれた
い。

第1表 行政職職員等の女性役職者、管理職比率

区 分	令和4年	令和5年	令和6年
【行政職職員等】			
女性職員 / 全職員	35.3%	35.8%	36.8%
女性役職者 / 全役職者	28.5%	29.0%	30.0%
女性管理職 / 全管理職	18.8%	20.5%	21.5%
【教 職 員】			
女性職員 / 全職員	56.5%	56.4%	55.7%
女性役職者 / 全役職者	33.3%	33.9%	33.7%
女性管理職 / 全管理職	25.2%	24.5%	25.8%

(注) 行政職職員等（消防職員含む、教職員除く。役職者については、消防職員除く。）は各年4月1日現在、
教職員（学校事務職員含む。）は各年5月1日現在の実績値である。

また、高齢層職員においては、これまでの豊富な経験や能力を発揮できる業務に従事し、活躍するために、面談等を通じて期待される役割への理解も深めることで、それぞれの適性や能力、事情に応じた多様な働き方が実現される人事配置を行われたい。

さらに、障害のある職員がそれぞれの適性をいかし、その能力を最大限に発揮して、働き続けることができる環境整備が重要である。引き続き、職場での理解促進やそれぞれの障害特性に応じた合理的配慮の提供、また、令和8年7月に引き上げられる法定雇用率も視野に入れ、採用や職場定着支援に取り組まれたい。

2 働きやすい職場環境の整備

ライフスタイルや仕事に対する価値観が多様化している状況において、職員が持てる力をいかに発揮し、質の高い行政サービスを提供するため、また、公務能率の向上、職員の健康確保はもとより人材確保の観点からも、職員それぞれのワーク・ライフ・バランスの実現をめざして、組織を挙げて取り組むことが重要である。そのためには、長時間労働の是正や柔軟な働き

方の推進により、働きやすい職場を構築し、メンタルヘルス不調やハラスメントへの迅速かつ適切な対応により、職員のウェルビーイングを実現する必要がある。

(1) 長時間労働の是正

本市では、人事委員会規則に基づき時間外勤務の上限規制を行っており、やむを得ず原則又は例外の上限時間等を超過した場合には、本委員会へ理由書の提出を求めている。また、教育職員は、教育委員会規則で時間外在校等時間の上限を規定し、同規則に基づき教育委員会において教育職員の業務量の適切な管理に取り組まれている。

本市では、「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、令和8年度目標として、時間外勤務総時間数令和元年度比 10%削減、年間時間外勤務時間数 360 時間超職員ゼロを掲げ、その実現に向けた取組が進められている。昨年度の実績では、時間外勤務総時間数が令和元年度比で 12.0%、令和4年度比で 7.2%増加し、年間時間外勤務時間数 360 時間超の職員数についても、令和元年度比、令和4年度比ともに増加しており、依然として過労死ラインに達する職員がいる状況が続いている。

第2表 行政職職員等（消防職員等含む。教職員除く。）の時間外勤務の状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間 360 時間を超える時間外勤務者数 (360 時間超過職員数/時間外勤務手当対象人員)	318 人 (6.6%)	289 人 (6.0%)	333 人 (6.8%)
職員 1 人当たり平均年間時間外勤務時間数	112 時間	110 時間	117 時間

一方、教育委員会では、昨年8月の「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（中央教育審議会）を受け、業務量の見える化による業務平準化や ICT の活用による公務効率化など、長時間労働の是正に向けた取組が進められている。昨年度の教職員（全校種）の年平均勤務時間外在校等時間は、令和4年度比で 6.2%減少し、年間勤務時間

外在校等時間 720 時間を超える教職員（全校種）の割合も同じく 2.9%減少するなど、一定の効果が見られた。しかしながら、依然として時間外在校等時間数は高い水準となっており、長時間勤務の改善に向けた更なる取組が求められる。

本年 3 月に「ウェルビーイング向上のための取組指針」が策定され、「働きがい」のある学校園の実現に向けて、長時間勤務の背景や要因を考慮しつつ、直ちに取り組むべき 9 つの重点取組やその方向性が示された。また、6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024」では、公教育の再生に係る課題や改革の方向性が示され、8 月の中央教育審議会答申では、「学校における働き方改革の更なる加速化」「教師の処遇改善」「学校の指導・運営体制の充実」を一体的・総合的に推進する必要があるとの考え方が示されたところであり、勤務環境の改善に向けたこれらの取組を確実に実施するなど、質の高い教員の確保につながる働き方改革の更なる推進に努められたい。

長時間労働が職員の健康に影響を及ぼすのみならず、ひいては組織力や行政サービス水準が低下する要因となり、人材確保の観点からも職場としての魅力の低下につながることを認識しなければならない。長時間労働の是正のためには、職場風土や職員の意識を改革する必要もあり、長時間労働を常態化させることがないよう、所属長のリーダーシップのもと、上限規制の趣旨や仕事と生活が調和したライフスタイル実現の意義を組織に浸透させることが求められる。

任命権者においては、改めて使用者としての「安全配慮義務」を果たす立場から、職員の時間外勤務の実態を把握するだけでなく、時間外勤務の要因の整理・分析・検証を行い、その結果を踏まえ、DX 推進等による業務の効率化や管理職のマネジメント力強化、要員配置の最適化など、組織全体として時間外勤務縮減に向けた適切な対策の強化に取り組まれたい。

労働基準監督機関としての役割を担う人事委員会においては、引き続き、職員の時間外勤務の実施状況に関する情報の収集及び分析を行い、その結果に基づき、必要に応じて所属長に対する聞き取りや指導等を行っていく。

(2) 柔軟な働き方の推進

柔軟な働き方の推進は、職員それぞれの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、ひいては職員の貢献意欲を高め、公務能率の向上や多様で有為な人材の確保につながるものである。

本市においては、令和4年10月から、男性職員がより育児に取り組める強化策・堺モデルとして、フレキシブル・ワーク（1日単位の勤務時間の変更及びテレワーク（在宅勤務）の要件緩和）の実施や、仕事と家庭の両立支援の観点から、育児休業制度等を改正し、育児休業の取得回数制限の緩和や子育てパパ休暇の対象期間の拡大、非常勤職員に係る育児休業取得要件の緩和が行われた。また、本年10月に子の看護休暇制度が改正され、入学式などの行事への参加等が可能となる。「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」においては、男性育児休業取得率を令和8年度までに80%とすることが目標値として示されており、昨年度の男性育児休業取得率は、令和4年度から16.7ポイント上昇し、63.1%となっている。

第3表 行政職職員等（消防職員等含む。教職員除く。）の育児休業取得率

育児休業取得率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
女性職員	101.3%	98.9%	98.7%
男性職員	35.1%	46.4%	63.1%

任命権者においては、男性職員の育児に対する意識改革をさらに進めるなど、仕事と育児や介護との両立支援に取り組むことや、国や他都市の動向を注視しつつ、テレワーク（在宅勤務）の要件緩和やフレックスタイム制の導入、勤務時間制度の更なる柔軟化、休暇制度を活用しやすい職場環

境の整備など、効果的な取組を積極的に進め、多様で柔軟な働き方の実現に努められたい。

(3) メンタルヘルス対策

本市においては、メンタルヘルス研修やストレスチェック（昨年度受検率 84.1%）などの取組が進められているが、昨年度の長期病休者のうち、精神疾患による休職者は約7割と依然として高い割合を占めている。

任命権者においては、メンタルヘルス対策が重要課題であることを組織全体の共通認識とし、職場特有の休職の傾向を踏まえ、関係機関の役割や連携を明示したメンタルヘルス対策に関する基本方針や計画を策定するなど、中長期的な視点で全庁的・継続的に取り組まれたい。また、メンタルヘルス不調の背景にある様々な要因に応じた対策を効率的に進めるために、関係機関が連携し、早期の情報提供や相談体制の強化、復職支援対策、ハラスメント対策や長時間労働の是正等、予防や早期発見から再発防止までの総合的な対策に取り組まれたい。また、引き続き勤務間インターバル制度の導入やストレスチェックの活用など、職員の健康確保のために配慮を促す仕組みを検討されたい。

所属長においては、職員それぞれが心身ともに健康で、その能力を十分発揮できるよう、ストレスチェックの集団分析結果を基に職場の実態を把握し、職員同士が相互に関心を払い、助け合うことができる風通しの良い職場環境整備に取り組まれたい。

(4) ハラスメントの防止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を不当に傷つける重大な人権侵害であり、許されない行為である。

また、職場における信頼関係の悪化や、組織の士気の低下を引き起こし、ひいては業務能率の低下や貴重な人材の損失につながるだけでなく、公務への信用の失墜を招くおそれがある。

本市においては、ハラスメント防止研修や相談窓口の周知に取り組み、本年2月にはアンケートを実施し実態把握に努めている。

任命権者においては、引き続きハラスメントの未然防止に向け、ハラスメントに対する理解をより深める研修等による意識啓発の取組を推進する必要がある。また、カスタマーハラスメントなど、職員が業務に関連して受ける著しい迷惑行為の対応策として、本年度、リスクマネジメント委員会を新設し、各局（区）総務担当課に相談窓口を設置するなど、対応力向上に取り組まれている。引き続き、初動対応を迅速かつ適切に行えるよう、組織対応力を強化されたい。

所属長においては、ハラスメント防止における重要な役割を担っていることを再認識する必要がある。本年度の人事評価では、課長級職員の能力評価項目に「ハラスメント対策」が追加されたところであり、ハラスメントを許さないという基本姿勢を徹底させ、質の高い行政サービスを提供するためにも職場におけるハラスメントの防止に向け、問題の兆候を見逃さない姿勢で、真摯かつ迅速に対応を行うなど、職員の就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

職員においては、職場におけるハラスメントは自身の信用を失うだけでなく、懲戒処分の対象となることをそれぞれが肝に命じ、今一度ハラスメントに対する意識を高める必要がある。

3 市民からの信頼の確保

本市においては、安全に、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現のため、市民協働によるまちづくりを推進している。協働を進めるに当

たり、その基盤となるのは、市民と職員との信頼関係であることは言うまでもない。

公務員倫理の確保は、これまでも本委員会の報告において、服務規律の確保を図るため、綱紀粛正の徹底を繰り返し要請してきたが、依然として不祥事による懲戒処分事案が後を絶たない。これらの不祥事が市全体の信用を失墜させ、市政運営に多大な支障を与えていることは、極めて遺憾と言わざるを得ない。

本市においては、本年3月に「不祥事根絶に向けた職員行動方針」が策定され、職員の不祥事等を二度と起こさないという強い決意のもとに、不祥事の根絶と信頼回復に向けて取り組まれている。また、教育委員会においては本年3月に「未来をつくる堺の誇り（PRIDE）—不祥事根絶のために—」が作成され、教職員としての誇りや自覚に基づいた、自らの意識改革による不祥事根絶をめざすプログラムとなっている。

不祥事の根絶に向け、職員においては、勤務時間の内外を問わず、職員それぞれが高い倫理観と使命感が求められていることを再認識し、一つの不祥事により、本市全体の信用が一瞬にして失われることを常に意識して行動しなければならない。加えて、教職員においては、意識改革のためのプログラムに基づく取組を継続的に実践し、不祥事の未然防止、信頼回復に取り組まれない。

管理職員においては、率先垂範して服務規律を遵守することや、自らに課せられた管理監督責任を十分に自覚し、不祥事を決して起こさない組織風土の醸成や、職場の綱紀粛正を常時徹底する必要がある。

任命権者においては、研修等の公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施することや、不祥事に対しては、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

令和6年 人事院勧告・報告の概要



人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



令和6年 人事院勧告・報告の概要



本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給

[本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

● 官民較差: 11,183円(2.76%)

● 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1% [+23,800円])
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8% [+21,400円])

● 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳後半までの職員に重点を置いて改定

行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ヘア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス

[直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

● 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当

[手当額改定: 令和6年4月実施、支給地域改定: 令和7年4月実施]

● 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

【委員長談話】

市民の安全・安心を守るため、日々、真摯に職務に取り組んでいる職員に心から敬意を表します。

本日、堺市人事委員会は、議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

人事委員会による給与報告・勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員に適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準等を社会一般の情勢に適応させることを基本に行われるものです。

本市職員と市内民間従業員の本年4月分の給与等を比較した結果、月例給、特別給とも、職員給与は民間給与を下回っており、月例給、期末手当・勤勉手当について、引上げ改定することが必要と判断しました。なお、月例給については、堺市人事委員会設立以来の高水準となる引上げの勧告となりました。

本年1月に発生した「能登半島地震」の甚大な被害からいまだに癒えない状況ではありますが、近年、相次ぐ大規模災害や感染症などのリスクの増大、加速するデジタル化とデジタル変革への対応など、複雑化・高度化する行政課題を解決し、行政サービスの向上を図るためには、多様で有為な人材の確保が喫緊の課題です。

加えて、職員の意欲と能力を最大限に引き出し、組織全体のパフォーマンスを向上させる人材マネジメントの取組や、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境の整備が極めて重要です。職員の皆様におかれましては、相互理解と信頼関係が築かれる職場風土の中、柔軟で豊かな発想力を育み、改革への行動力を発揮されることを期待します。

一方、職員の不祥事による懲戒処分事案がいまだに後を絶たないことは、誠に遺憾であります。不祥事を起こさないために、全体の奉仕者として常に厳しく自らを律して服務規律を遵守し、高い倫理観と使命感に基づいて、その職務に精励されることを切に望みます。

議会及び市長におかれましては、この人事委員会による勧告制度の意義、役割に深い理解を示され、報告・勧告に基づいて適切に対応されるよう要請いたします。

また、市民の皆様におかれましては、市民生活を支えるため日々職務に取り組んでいる職員が在ることについて、御理解いただきますようお願い申し上げます。

令和6年10月1日

堺市人事委員会

委員長 酒井 貴子

参 考 资 料

参考資料 目次

1 職員給与関係

令和6年堺市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与月額等	2
第2表 給料表別、級別、号給別給料月額及び職員数	6
第3表 給料表別、年齢別職員数	32
第4表 扶養手当の支給状況	34
第5表 住居手当の支給状況	34
第6表 通勤手当の支給状況	35

2 民間給与関係

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	37
第7表 産業別、企業規模別調査事業所数	38
第8表 職種別、学歴別初任給	39
第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	40
第10表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	50
第11表 民間における家族手当の支給状況	50

3 その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

(1) 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査	51
第12表 民間従業員の平均所定内給与額	52
第13表 民間従業員の所定内給与額の分布状況	53
第14表 民間従業員の年齢区分別平均所定内給与額	53
(2) 生計費・労働経済指標	55
第15表 費目別、世帯人員別標準生計費	55
第16表 労働経済指標	56

1 職員給与関係

令和6年堺市職員給与実態調査の概要

本委員会が実施した本年の堺市職員給与実態調査の概要は次のとおりである。

○ 調査の目的と時期

令和6年4月1日現在における、本市に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

○ 調査の対象職員

調査期日において本市に在職する一般職の職員を対象とした。ただし第1表から第6表については、調査期日現在において、次に該当する職員は調査から除外した。

- ・任期付職員
- ・現業職員
- ・企業職員
- ・会計年度任用職員
- ・臨時的任用職員
- ・休職中の職員
- ・育児休業中の職員
- ・育児短時間勤務職員
- ・専従休職中の職員
- ・派遣されている職員
- ・暫定再任用職員
- ・定年前再任用短時間勤務職員
- ・定年が段階的に引き上げられることに伴い、堺市職員の給与に関する条例附則第41項及び堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例附則第7項により給料月額が決定される職員

○ 調査の内容

給料表適用職員数、給与額、勤続年数、年齢、学歴等について調査した。

○ 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事部人事課、労務課及び行政部総務サービス課並びに教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課及び教職員人事課の協力を得た。

第1表 給料表別平均給与月額等

その1 給料表別平均給与月額

区分 給料表	職員数	平均給与月額							合計
		給料	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	小計	住居手当	その他	
	人	円	円	円	円	円	円	円	円
行政職給料表	3,618	325,332	9,165	9,189	34,429	378,115	7,306	103	385,524
医療職給料表	9	496,133	84,333	14,222	95,150	689,838	12,022	256,667	958,527
消防職給料表	1,024	311,736	4,975	14,651	33,136	364,498	6,876	29	371,403
保育職給料表	254	322,772	4,106	5,354	33,223	365,455	6,795	0	372,250
高等学校等 教育職給料表	166	366,069	4,160	9,639	37,986	417,854	8,640	8,598	435,092
小中学校等 教育職給料表	3,189	351,674	4,787	8,292	36,475	401,228	7,980	8,221	417,429
全給料表	8,260	334,742	6,781	9,417	35,159	386,099	7,529	3,675	397,303

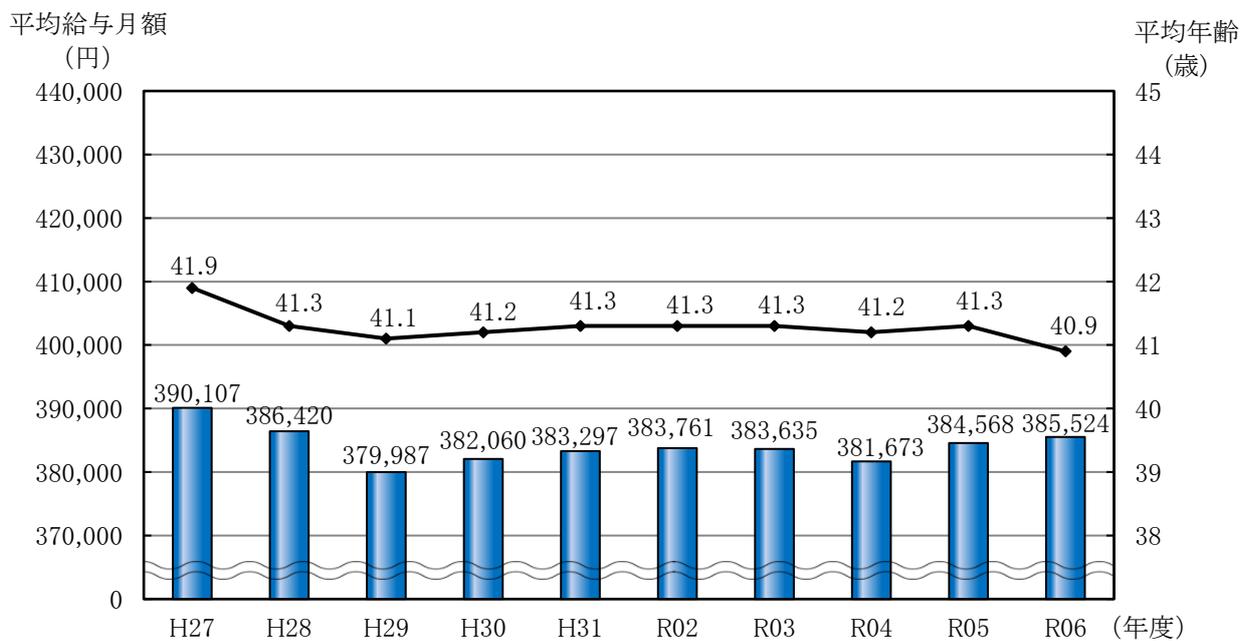
(注1) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「給与制度変更に伴う差額相当額」を含む。

(注2) その他は、「初任給調整手当」、「単身赴任手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

その2 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別、性別職員構成比

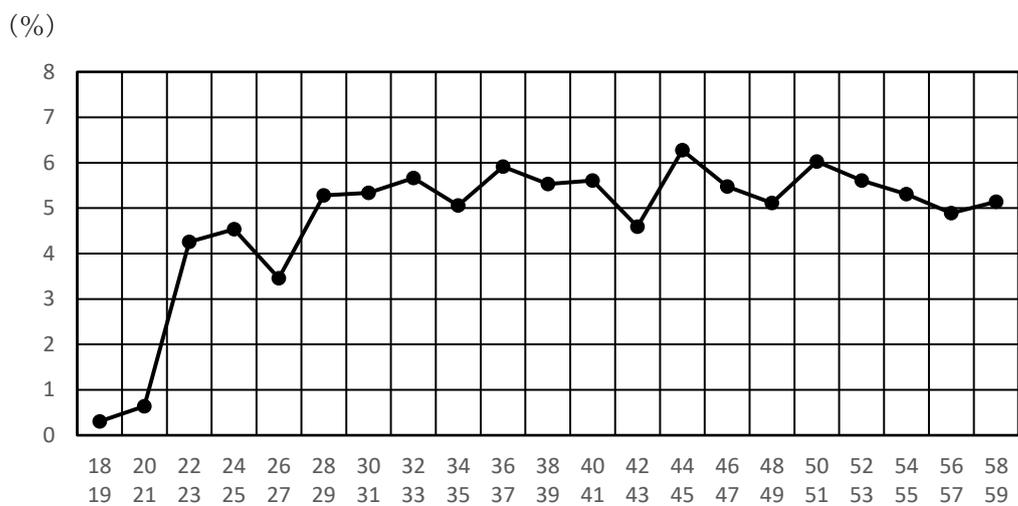
区分 給料表	平均 年齢	平均 勤続 年数	学歴別職員構成比				性別職員構成比	
			中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
行政職給料表	40.9	15.6	0.3	16.9	3.1	79.7	55.8	44.2
医療職給料表	47.2	7.1	-	-	-	100.0	44.4	55.6
消防職給料表	37.7	16.1	0.4	43.8	1.6	54.3	95.9	4.1
保育職給料表	41.9	19.0	-	0.4	90.2	9.4	4.7	95.3
高等学校等 教育職給料表	39.2	9.2	-	0.6	3.6	95.8	52.4	47.6
小中学校等 教育職給料表	37.0	10.0	-	0.1	3.5	96.4	46.5	53.5
全給料表	39.0	13.4	0.2	12.9	5.8	81.2	55.6	44.4

その3 平均給与月額及び平均年齢の推移 (行政職給料表適用職員)



(注1) 各年4月時点

その4 職員の年齢階層別人員構成比 (行政職給料表適用職員)



(歳)

その5 平均給与月額の内訳の推移
 (行政職給料表適用職員)

区分 年	職員数	平均給与月額							合計
		給料	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	小計	住居 手当	その他	
	人	円	円	円	円	円	円	円	円
令和5年	3,566	324,279	9,287	9,406	34,352	377,324	7,165	79	384,568
令和6年	3,618	325,332	9,165	9,189	34,429	378,115	7,306	103	385,524
令和6年 - 令和5年	52	1,053	△ 122	△ 217	77	791	141	24	956

(注) 各年4月時点

第2表 給料表別、級別、号別給料月額及び職員数
行政職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	158,500		208,000	71	242,700	21	250,500		312,600	
2	159,500		209,600		244,400		252,300		314,600	
3	160,500		211,200	1	246,000		254,200	1	316,800	
4	161,500		212,800	5	247,800		256,100		318,800	
5	162,500		214,300	62	249,600	19	257,900	7	320,700	
6	163,700		215,900	1	251,400		259,800		322,900	
7	164,900		217,500	1	252,900		261,600		325,000	
8	166,100		219,100	14	254,700	1	263,500	1	327,100	
9	167,300		220,700	70	256,500	19	265,300	8	328,800	2
10	168,500		222,300	1	257,900	1	267,100		330,800	
11	169,700		224,000	1	259,400		269,000		332,800	
12	170,900		225,600	15	260,900	9	270,800	5	334,900	2
13	172,200	5	227,200	37	262,600	15	272,800	9	337,000	4
14	173,600		228,600	1	264,000	1	274,700		338,900	
15	175,000		230,000		265,600		276,700		340,900	
16	176,400	6	231,300	20	267,200	15	278,700	12	342,800	
17	177,900		232,800	45	268,800	9	280,700	10	344,700	3
18	179,200		234,600	2	270,300	2	282,300	1	346,300	
19	180,500	1	236,200	2	271,600		284,000		348,200	
20	181,800	8	237,800	21	272,900	10	285,600	9	350,100	18
21	183,300	6	239,300	39	274,200	5	287,200	9	351,900	11
22	185,300		240,800	1	275,900	1	289,200		353,600	1
23	187,300		242,400	2	277,800	1	291,200		355,200	1
24	189,300	10	243,900	36	279,500	10	293,200	16	356,900	18
25	191,300	2	245,700	46	281,200	9	295,000	12	358,600	
26	193,300		247,100	3	283,000	2	297,000	1	360,200	4
27	195,600		248,600		284,700	1	299,000		361,900	2
28	198,000	8	250,000	27	286,500	14	301,100	16	363,500	10
29	200,500	90	251,600	51	288,100	6	303,100	27	364,900	1
30	202,100	1	252,700	4	289,800		305,000		366,600	7
31	203,300		253,900	2	291,500	3	307,100	2	368,300	1
32	204,600		255,100	41	293,100	10	309,100	31	369,900	15
33	206,100	7	256,200	36	294,600	10	310,900	26	371,500	1
34	207,400		257,300	6	296,300		313,000		373,200	3
35	208,600		258,300	3	297,900	1	314,900	1	374,900	2
36	209,800		259,300	39	299,600	21	316,900	20	376,600	9
37	210,800	6	260,300	31	301,000	13	318,600	19	378,200	3
38	211,900		261,400	1	302,700	12	320,400	2	380,000	24
39	213,000		262,800	3	304,400	6	322,400	1	381,800	
40	214,100		264,200	31	306,100	21	324,300	23	383,500	8
41	215,200	6	265,300	19	307,600	8	326,200	16	385,000	
42	216,300		266,600	5	309,300	4	328,100	1	386,500	13
43	217,500		267,900	1	311,000	8	329,900	1	388,000	
44	218,600		269,200	32	312,500	13	331,800	19	389,600	6
45	219,600	7	270,500	25	314,000	13	333,500	16	391,100	1
46	220,700		271,900	5	315,500	10	335,100	5	392,600	15
47	221,700		273,300	1	317,000	3	336,900	9	394,200	6
48	222,800		274,700	28	318,600	18	338,600	17	395,800	7

6級		7級		8級	
給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
円	人	円	人	円	人
333,000		429,900		477,700	
335,700		432,800		480,800	
338,400		435,800		483,800	
341,100		438,700		486,800	1
343,900		441,700		489,800	
346,400		444,200		492,800	
349,100		446,700		495,900	
351,800		449,100	1	499,000	
354,400		451,600		502,000	1
356,900		454,100	2	504,900	1
359,400		456,600	1	507,900	3
362,000		459,000	1	510,900	
364,600		461,300		513,700	5
366,900		463,700		516,600	4
369,400		466,200	2	519,600	5
371,800	1	468,700	3	522,400	2
374,300		470,900	10	525,100	3
376,600		472,900	9	528,000	1
378,900		474,900	12	530,900	1
381,300	1	476,800	12	533,900	
383,600		478,700	2	536,800	
385,700		480,600	11	539,100	
387,800	2	482,500	3	541,600	
389,900	3	484,500	9	544,100	
392,000	3	486,300	2	546,500	
394,100	3	488,300	3	548,800	
396,300		490,300		551,300	
398,400	7	492,300	1	553,800	
400,400		494,200	2	556,200	
402,500	9	495,800	2	557,900	1
404,600	4	497,500		559,700	
406,500	2	499,200		561,500	
408,600	1	500,800		563,200	
410,600	5	502,200			
412,400	4	503,600			
414,300	5	504,800			
416,200	5	505,900			
418,100	8	506,900			
420,000	1	507,800			
421,800	4	508,700			
423,600	16	509,500			
425,500	4	510,100			
427,200	6	510,600			
428,900	4	511,200			
430,500	9	511,600			
432,200	38				
433,700	2				
435,100	7				

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	223,800	6	275,500	16	320,200	5	340,400	17	397,200	8
50	224,800		276,500	2	321,800	10	342,000	8	398,500	8
51	225,800		277,500		323,300	5	343,500	3	399,800	1
52	226,800		278,600	16	324,900	9	345,100	26	401,100	2
53	227,800	8	279,500	8	326,400	5	346,600	5	402,400	3
54	228,800		280,500	1	328,000	6	348,200	12	403,400	4
55	229,800		281,700		329,600	6	349,700	3	404,300	1
56	230,800		282,800	3	331,100	14	351,300	20	405,300	4
57	231,700	2	283,800	16	332,500	4	352,800	3	406,100	4
58	232,600		284,800	1	334,000	5	354,300	15	407,100	1
59	233,500		285,800		335,600	6	355,900	2	408,000	4
60	234,400		286,800	5	337,200	12	357,400	21	408,900	5
61	235,300		287,800	2	338,700	4	358,900	2	409,800	7
62	236,100		288,500		340,300	3	360,500	1	410,500	9
63	236,900		289,400		341,900	4	362,000	3	411,200	9
64	237,700		290,300	4	343,500	6	363,700	12	411,800	4
65	238,400	1	291,000		345,100	4	365,400	6	412,500	11
66	239,200		291,800		346,600	11	367,000	15	413,100	10
67	239,900		292,600		348,000	3	368,700		413,700	3
68	240,700		293,400	4	349,400	8	370,300	6	414,300	10
69	241,400	2	294,200	2	350,900	3	371,900	6	414,900	4
70	242,000		295,000		352,400	3	373,300	8	415,200	9
71	242,600		295,800		353,900	5	374,700	5	415,500	6
72	243,200		296,600	7	355,200	8	376,200	14	415,900	19
73	243,800		297,200		356,700	10	377,600	7	416,300	8
74	244,400		297,700		357,800	3	378,700	8	416,500	8
75	244,900		298,100		358,900	3	379,800	2	416,800	7
76	245,400		298,600	1	360,100	6	381,000	7	417,100	10
77	245,900		298,800		361,200	3	382,000	5	417,400	6
78	246,400		299,000		362,300	8	383,200	2	417,500	3
79	247,100		299,300		363,400	9	384,400	3	417,600	6
80	247,800		299,700		364,600	2	385,600	6	417,700	8
81	248,200		299,900		365,800	12	386,700	9	417,800	4
82	248,600		300,100		366,700	2	387,500	5	417,900	
83	249,000		300,400		367,600	6	388,400	3	418,000	
84	249,500		300,800	2	368,500	4	389,300	3	418,100	
85	250,000		301,000	1	369,200	12	390,100	4	418,200	16
86	250,500		301,300		370,000	5	390,900	12		
87	251,000		301,600		370,900	6	391,700	3		
88	251,500		301,900		371,800	2	392,600	3		
89	252,000		302,200		372,700	9	393,500	16		
90	252,500		302,500		373,300	16	394,000	6		
91	252,900		302,800		373,900	8	394,600	9		
92	253,200		303,200		374,500	16	395,100	6		
93	253,400	3	303,400	1	375,100	11	395,500	10		
94			303,600		375,600	14	396,100	7		
95			303,800		376,200	20	396,600	7		
96			304,100		376,800	17	397,200	9		
97			304,300		377,300	14	397,700	8		
98			304,600		377,600	12	398,100	9		
99			305,000		377,800	8	398,500	4		
100			305,300		378,000	15	398,800	19		

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
101			305,500		378,200	15	399,100	7		
102			305,700		378,500	2	399,400	5		
103			306,000		378,700	3	399,700	7		
104			306,300	2	379,000		400,000	12		
105			306,500		379,200		400,100	4		
106			306,800		379,400		400,300	11		
107			307,100		379,600		400,500	2		
108			307,400		379,800	2	400,600	1		
109			307,600		380,000		400,700			
110			307,800		380,200		400,800			
111			308,100		380,400		400,900			
112			308,400		380,600		401,000			
113			308,600		380,800	11	401,100	3		
114			308,900	1						
115			309,300							
116			309,700							
117			309,900							
118			310,100							
119			310,300							
120			310,500							
121			310,800							
122			311,100							
123			311,300							
124			311,600							
125			311,900	2						
職員数計		185人		985人		780人		810人		420人

医療職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	259,600		347,200		412,700		488,500		585,600	
2	262,100		350,300		415,600		490,800		588,700	
3	264,500		353,300		418,400		493,100		591,800	
4	267,000		356,400		421,300		495,400		594,900	
5	269,300		359,000		424,000		497,600		597,700	
6	273,100		362,300		426,600		499,800		600,100	
7	276,800		365,500		429,400		501,900		602,500	
8	280,600		368,800		432,200	1	504,100		604,900	
9	284,200		371,600		434,800		506,400		607,000	
10	288,100		374,800		437,400		508,500		608,300	
11	292,100		377,900		440,100		510,600		609,800	
12	296,100		381,100		442,800		512,700		611,200	
13	300,000		384,000		445,300	1	514,800		612,700	
14	304,000		387,600		447,700		516,900		613,700	
15	308,000		391,200		450,200		519,000		614,800	
16	312,000		394,800		452,700		521,100		615,800	
17	315,700		398,300		455,000		523,100		616,900	
18	319,100		400,800		457,200		525,100		617,800	
19	322,600		403,500		459,600		527,100		618,800	
20	326,000		406,100		462,000		529,100		619,700	
21	329,700		409,000		464,300		530,800		620,700	
22	333,600		411,500		466,500		532,600			
23	337,300		414,100		468,800		534,500			
24	341,200		416,300		470,900	1	536,400			
25	344,600		418,600		473,200		538,000			
26	347,700		420,600		475,400		539,800			
27	350,500		422,800		477,400		541,600			
28	353,200		425,000		479,600		543,400			
29	356,300		427,400		481,800		545,300			
30	358,600		429,500		484,100		547,000			
31	360,900		431,600		486,400		548,800			
32	363,000	1	433,700		488,600	1	550,600			
33	365,100		435,900		490,700		552,400			
34	367,200		437,800		492,800		554,200			
35	369,400		439,700		494,800		555,900			
36	371,800		441,600		496,800		557,700			
37	373,900		443,200		498,700		559,300	1		
38	376,100		445,100		500,500		560,900			
39	378,300		446,800		502,300		562,500			
40	380,700		448,600		504,100		564,000			
41	382,900		450,500		505,800		565,600			
42	384,500		452,100		507,600		567,000			
43	386,000		453,700		509,400		568,400			
44	387,400		455,400		511,200		569,800			
45	388,700		457,300		512,800		570,900			
46	390,000		459,000		514,600		571,900			
47	391,300		460,600		516,400		572,900	1		
48	392,600		462,300		517,900		573,900			

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	393,600		464,200		519,500		574,800			
50	394,500		465,900		520,800		575,600			
51	395,400		467,400		522,100		576,500			
52	395,900		469,100		523,300		577,400			
53	396,700		470,900		524,600		578,200			
54	397,300		472,100		525,900		579,100			
55	398,100		473,200		527,200		579,900			
56	398,600		474,300		528,400		580,800			
57	399,300		475,500		529,500		581,700			
58	400,300		476,400		530,300		582,600			
59	401,200		477,300		531,200		583,500			
60	402,000		478,200		532,000		584,300			
61	402,800		479,000		532,800		585,200			
62	403,400		479,200		533,700		586,100			
63	403,700		479,900		534,600		587,000			
64	404,100		480,600		535,400		587,900			
65	404,300		481,300		536,300		588,800			
66			482,000		537,200					
67			482,700		537,900					
68			483,400		538,700					
69			483,800		539,500					
70			484,500		540,200					
71			485,200		541,100					
72			485,900		541,900					
73			486,300		542,500					
74			486,900		543,300					
75			487,600		544,200					
76			488,100		544,800					
77			488,500		545,300					
78			489,100		546,100					
79			489,600		546,800					
80			490,200		547,600					
81			490,900		548,600					
82			491,400		549,100					
83			491,900		550,000	1				
84			492,500		550,900					
85			492,900		551,300					
86			493,400		552,200					
87			494,000		553,100					
88			494,500		554,000	1				
89			494,900		554,800					
90			495,400							
91			495,900							
92			496,500							
93			497,000							
94			497,500							
95			498,100							
96			498,700							
97			499,200							
職員数計	1人		0人		6人		2人		0人	
							職員数合計		9人	

消防職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	161,900		194,100		221,900		265,100		312,600	
2	163,000		195,700		223,800		267,100		314,600	
3	164,100		197,300		225,700		268,900		316,700	
4	165,500		198,900		227,700		270,700		318,700	
5	166,500		200,800		229,400		272,500		320,600	
6	167,800		203,000		231,300		274,400		322,800	
7	169,000		205,100		233,200		276,200		324,900	
8	170,500		207,300	2	235,100	1	278,100		326,900	
9	171,700		209,500		237,000		280,000		328,800	
10	173,300		211,700		238,600		281,600		331,000	
11	174,500		214,100		240,200		283,200		333,100	
12	175,700		216,400	4	241,900	1	284,800		335,200	
13	176,500	5	218,600		243,600		286,900		337,000	
14	178,400		220,300	1	245,300	1	288,700		339,100	
15	180,300		222,000		247,000		290,300		341,200	
16	181,900	6	223,800	23	248,900		292,300	2	343,400	
17	183,600		225,400		250,200		294,200	1	345,400	
18	185,700		227,200	4	252,000		295,900	1	347,400	
19	187,500		229,000	2	253,600		297,100		349,600	
20	189,400	5	230,800	18	255,200	4	298,200	2	351,800	
21	191,400	2	232,600		256,600		299,900		354,100	
22	193,300		234,200	3	258,000	1	301,200		356,000	
23	194,700		235,800		259,300		302,900	1	357,900	
24	196,700	13	237,500	17	260,700	7	304,600	4	359,800	
25	198,800	2	239,300		261,900		306,100		361,800	
26	200,700		240,800	5	263,300	1	308,100	1	363,800	
27	203,000		242,300		264,600		310,000		365,600	
28	205,300	3	244,000	13	265,800	8	311,900	1	367,600	1
29	207,500	10	245,400		266,900		313,700		369,500	
30	209,700	4	247,200	7	267,900	2	315,900	3	371,100	
31	211,900		248,800	1	269,100		317,900		372,700	
32	214,300	17	250,400	17	270,300	12	319,800	10	374,600	3
33	216,500		252,000		271,600		321,500	1	376,300	
34	218,300	10	253,500	13	273,000	3	323,400	4	378,000	4
35	220,000		254,900		274,000		325,500	1	379,800	1
36	221,800	7	256,400	14	275,300	9	327,600	3	381,500	3
37	223,400	1	257,800		276,400		329,500	1	383,200	
38	225,200	3	259,000	6	277,500	4	331,600	4	384,900	
39	226,800		260,100		278,500		333,700	2	386,600	
40	228,600	2	261,200	23	279,500	1	335,700	4	388,200	6
41	230,300	1	262,300		280,700		337,800		390,000	
42	232,100	1	263,400	14	282,000	10	339,600	2	391,800	
43	233,700		264,500		283,400		341,400	1	393,400	
44	235,500		265,700	19	284,500	11	343,300	13	395,100	1
45	237,000		267,200		285,700		344,800	1	396,700	
46	238,400	1	268,500	14	287,300	11	346,500	3	398,400	1
47	239,900		269,600	2	288,900		348,300	1	400,100	
48	241,400		270,900	9	290,200	15	350,200	12	401,700	
49	243,000	1	271,800		291,800		352,100	4	403,300	3
50	244,700	2	272,900	10	293,600	14	353,600	3	404,900	
51	246,600		273,900		294,900		355,100	3	405,700	1
52	248,200	1	275,000	9	296,500	17	356,900	7	407,300	

6級		7級		8級	
給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
円	人	円	人	円	人
333,000		429,900		477,700	
335,700		432,800		480,800	
338,400		435,800		483,800	
341,100		438,700		486,800	
343,900		441,700		489,800	
346,400		444,200		492,800	
349,100		446,700		495,900	
351,800		449,100		499,000	1
354,400		451,600		502,000	
356,900		454,100		504,900	
359,400		456,600		507,900	
362,000		459,000		510,900	
364,600		461,300		513,700	1
366,900		463,700		516,600	
369,400		466,200		519,600	
371,800		468,700		522,400	
374,300		470,900		525,100	
376,600		472,900		528,000	
378,900		474,900		530,900	
381,300		476,800	3	533,900	
383,600		478,700		536,800	
385,700		480,600		539,100	
387,800		482,500	1	541,600	
389,900		484,500	1	544,100	
392,000		486,300	2	546,500	
394,100		488,300		548,800	
396,300		490,300		551,300	
398,400		492,300		553,800	
400,400		494,200		556,200	
402,500		495,800		557,900	
404,600		497,500		559,700	
406,500		499,200		561,500	
408,600		500,800		563,200	
410,600		502,200			
412,400		503,600			
414,300		504,800			
416,200		505,900			
418,100		506,900			
420,000		507,800			
421,800		508,700			
423,600	3	509,500			
425,500		510,100			
427,200		510,600			
428,900		511,200			
430,500		511,600			
432,200	1				
433,700					
435,100					
436,500	3				
437,700	1				
439,000	1				
440,100					

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	249,500		276,100		297,900		358,600		408,800	
54	250,700		277,400	12	299,500	9	360,200	3	410,400	1
55	251,900		278,700		301,100		361,900		411,900	1
56	253,200		279,900	9	302,700	7	363,500	3	413,500	
57	254,200		281,200		304,300		365,000		415,100	1
58	255,400	1	282,900	4	306,000	7	366,700		416,300	8
59	256,300		284,400		307,700		368,400		417,600	
60	257,300		285,700	8	309,500	13	369,900	4	418,800	2
61	258,100		287,100		311,000		371,600		420,000	
62	259,400	1	288,700	7	312,500	8	373,300	2	421,000	3
63	260,500		289,900		314,300		374,900		422,000	3
64	261,500		291,400	3	316,100	13	376,500	2	422,900	
65	263,000		292,700		317,600		378,000		423,900	2
66	264,100		293,900	3	319,300	3	379,600		424,900	4
67	264,900		295,300		320,800		381,300		425,900	2
68	265,900		296,600	1	322,400	16	382,800	4	426,800	2
69	267,000		298,200		323,900		384,400		427,800	4
70	268,000		299,700	5	325,300	5	385,800	2	428,400	3
71	268,900		301,200		326,600	1	387,300	1	429,100	2
72	269,800		302,800	1	328,100	6	388,800	3	429,800	1
73	270,900	1	304,000		329,300		389,800		430,400	1
74	272,200		305,300	1	330,900	4	390,500		431,000	1
75	273,300		306,800		332,500		391,700		431,700	5
76	274,200		308,300	4	334,100	2	392,900	2	432,300	4
77	275,400		309,600		335,800		394,100	1	433,000	
78	276,500		311,000	1	337,400	1	395,300	3	433,500	4
79	277,700		312,300		339,200		396,500	2	434,000	1
80	278,800		313,800	1	340,700	3	397,700		434,500	1
81	279,700		315,000		342,400		398,800	1	435,000	3
82	281,000		316,400	2	344,100	1	399,700	1	435,400	1
83	282,000		317,600		345,500		400,500	2	435,800	
84	283,200		319,000		347,100	9	401,400	2	436,200	1
85	284,400		320,200		348,700		402,100		436,500	2
86	285,500		321,400		350,200		403,000		436,800	
87	286,800		322,700		351,800		403,900	1	436,900	
88	287,800		324,000		353,400	1	404,800		437,100	
89	288,700		325,400		354,800		405,700		437,300	
90	289,900		326,800	1	356,200		406,200	4	437,500	
91	291,000		328,200		357,600		406,800	3	437,800	
92	291,900		329,700		359,000	2	407,400	1	438,000	
93	293,000		330,900		360,400		407,800	1	438,200	
94	293,900		332,200		361,800		408,400			
95	295,200		333,500		363,200		408,900	1		
96	296,300		334,500		364,500	1	409,500	1		
97	297,500		336,000		365,800	1	410,100	2		
98	298,500		337,400		367,000		410,500	2		
99	299,700		338,800		368,200		410,900	1		
100	300,700		340,100	1	369,300	7	411,200	2		
101	301,900		341,300		370,500		411,500	2		
102	302,900		342,300		371,600		411,900	1		
103	304,000		343,500		372,700		412,300	1		
104	305,000		344,700		373,600	4	412,700			

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	306,000		345,800		374,700		412,900			
106	307,000		346,700		375,000	3	413,200	1		
107	308,200		347,800		375,600		413,500			
108	309,300		348,800		376,300		413,800			
109	310,300		349,900		377,000		414,100			
110	311,300		350,900		377,500	1	414,300			
111	312,400		351,700		378,100		414,600			
112	313,600		352,600		378,700		414,900			
113	314,500		353,600		379,200		415,200			
114	315,500		354,500		379,700	3	415,500			
115	316,500		355,500		380,300		415,700			
116	317,400		356,500		380,900		416,000			
117	318,300		357,500		381,300		416,100			
118	319,000		358,000		381,900	4	416,400			
119	319,700		358,600		382,400		416,700			
120	320,300		359,100		383,000	1	416,900			
121	320,800		359,500		383,200		417,200			
122	321,500		360,000		383,800	2	417,500			
123	322,200		360,300		384,500		417,800			
124	322,800		360,800		385,100	3	418,100			
125	323,700		361,100		385,600		418,400			
126	324,400		361,400		386,000	1				
127	325,200		361,700		386,500	1				
128	326,000		362,200		387,000					
129	326,600		362,600		387,300					
130	327,400		363,000		387,700	4				
131	328,100		363,400		388,200					
132	328,900		363,900		388,700	2				
133	329,500		364,400		388,900					
134	329,800		364,900		389,400	8				
135	330,300		365,300		389,900					
136	330,800		365,700		390,300	1				
137	331,100		365,900		390,600					
138			366,400		391,100					
139			366,900		391,600					
140			367,400		392,100					
141			367,700		392,400	1				
142			368,200							
143			368,700							
144			369,100							
145			369,400							
職員数計	100人		314人		292人		158人		87人	

保育職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	165,700		224,800		250,500		312,600		333,000	
2	167,000		226,700		252,300		314,600		335,700	
3	168,300		228,500		254,200		316,800		338,400	
4	169,700		230,500		256,100		318,800		341,100	
5	171,000		232,700		257,900		320,700		343,900	
6	172,700		234,900		259,800		322,900		346,400	
7	174,400		236,800		261,600		325,000		349,100	
8	176,300		238,700		263,500		327,100		351,800	
9	178,200		240,600		265,300		328,800		354,400	
10	180,200		242,200		267,100		330,800		356,900	
11	182,100		243,700		269,000		332,800		359,400	
12	184,200		245,300		270,800		334,900		362,000	
13	186,300		247,300		272,800		337,000		364,600	
14	188,400		249,000		274,700		338,900		366,900	
15	190,500		250,500		276,700		340,900		369,400	
16	192,400		252,200		278,700		342,800		371,800	
17	194,200	1	254,100		280,700		344,700		374,300	
18	196,100		255,900		282,300		346,300		376,600	
19	198,000		257,700		284,000		348,200		378,900	
20	200,000		259,600		285,600		350,100		381,300	
21	202,000		261,400		287,200		351,900		383,600	
22	204,100		263,000		289,200		353,600		385,700	
23	206,300		264,600		291,200		355,200		387,800	
24	208,300		266,200		293,200		356,900		389,900	
25	210,400	5	268,000		295,000		358,600		392,000	
26	212,300		269,600		297,000		360,200		394,100	
27	214,400		271,000		299,000		361,900		396,300	
28	216,500	11	272,700		301,100		363,500		398,400	
29	218,400		274,300		303,100		364,900		400,400	
30	220,300		276,100		305,000		366,600		402,500	
31	222,100		277,600		307,100		368,300		404,600	
32	224,100	7	279,200		309,100		369,900		406,500	
33	226,300		281,300		310,900		371,500		408,600	
34	228,500		283,000		313,000		373,200		410,600	
35	230,400		284,700		314,900		374,900		412,400	1
36	232,300	8	286,400		316,900		376,600		414,300	
37	234,300	1	288,000		318,600		378,200		416,200	
38	236,100		289,700		320,400		380,000		418,100	
39	237,900		291,300		322,400		381,800		420,000	
40	239,600	7	292,800		324,300		383,500		421,800	
41	241,700		294,800		326,200		385,000		423,600	
42	243,500		296,600		328,100		386,500		425,500	
43	245,100		298,100		329,900		388,000	1	427,200	
44	246,900	6	299,900		331,800		389,600		428,900	
45	248,900		301,800		333,500		391,100		430,500	
46	250,700		303,500		335,100		392,600		432,200	1
47	252,500		305,300		336,900		394,200		433,700	
48	254,400	10	307,000	1	338,600		395,800		435,100	

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	256,300		308,800		340,400		397,200		436,500	
50	258,100		310,500	1	342,000		398,500	1	437,700	1
51	259,900		312,200		343,500		399,800		439,000	
52	261,600	7	313,600		345,100		401,100		440,100	1
53	263,500		314,800		346,600		402,400	1	441,200	1
54	265,200		315,900		348,200		403,400		442,200	3
55	266,600		317,000	2	349,700		404,300		443,100	
56	268,300	10	318,500		351,300		405,300	1	444,100	1
57	269,900		320,000	1	352,800	1	406,100		445,100	3
58	271,500		321,400		354,300		407,100	1	445,900	1
59	272,800		322,700		355,900	1	408,000		446,800	1
60	274,200	6	324,000	1	357,400	1	408,900		447,700	1
61	275,900	4	325,200		358,900		409,800	1	448,600	
62	277,300	2	326,400		360,500		410,500	1	449,400	
63	278,600		327,700		362,000		411,200	1	450,200	
64	279,700	5	329,000	1	363,700		411,800	2	451,000	
65	281,000	4	330,200	3	365,400		412,500		451,900	
66	282,300		331,400		367,000		413,100		452,700	
67	283,600		332,500		368,700	1	413,700	1	453,200	
68	284,800	3	333,600		370,300	1	414,300	1	454,100	
69	286,400		334,700	1	371,900	1	414,900	1	454,700	
70	287,700	1	335,800		373,300	1	415,200	3	455,100	
71	288,800	2	336,800		374,700	1	415,500	1	455,500	
72	289,900	1	337,900		376,200	1	415,900	3	455,900	
73	291,100		338,900	1	377,600	2	416,300		456,200	
74	292,100		339,900		378,700	1	416,500		456,500	
75	293,200		340,800	1	379,800	3	416,800	2	456,900	
76	294,200	1	341,800		381,000		417,100		457,200	
77	295,300		342,900	1	382,000		417,400		457,600	
78	296,300		343,700	3	383,200	3	417,500			
79	297,300		344,400	1	384,400	2	417,600			
80	298,100		345,200		385,600		417,700			
81	299,000		345,900	2	386,700	2	417,800			
82	299,500		346,600	1	387,500		417,900			
83	300,300		347,200	3	388,400		418,000			
84	300,900	2	347,800	2	389,300		418,100			
85	301,300		348,500	2	390,100	3	418,200			
86	301,800		349,100		390,900					
87	302,300		349,500	1	391,700					
88	302,800	1	350,000		392,600					
89	303,200		350,400	2	393,500	1				
90	303,500	1	350,900	2	394,000					
91	303,900		351,200		394,600					
92	304,400		351,600	2	395,100					
93	304,700		351,900	5	395,500					
94	305,100		352,200	2	396,100					
95	305,500		352,700	5	396,600					
96	305,900		353,200	1	397,200					

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
97	306,200		353,600	5	397,700					
98	306,600		354,100	3	398,100	1				
99	307,000		354,600	4	398,500					
100	307,400		355,100	4	398,800					
101	307,800		355,400	1	399,100					
102	308,000		355,700	5	399,400					
103	308,300		356,000	2	399,700					
104	308,600		356,400	4	400,000					
105	308,900		356,700	3	400,100					
106	309,200		356,900	2	400,300					
107	309,300		357,100		400,500					
108	309,500		357,400		400,600					
109	309,700		357,700	1	400,700					
110	309,900		358,000		400,800					
111	310,100		358,200		400,900					
112	310,200		358,500		401,000					
113	310,400		358,700		401,100					
114	310,600		359,000							
115	310,800		359,300							
116	311,000		359,600							
117	311,100		359,800							
118	311,200		360,100							
119	311,300		360,300							
120	311,500		360,600							
121	311,700		360,900	2						
122	311,800									
123	311,900									
124	312,000									
125	312,100									
126	312,200									
127	312,400									
128	312,500									
129	312,600									
130	312,700									
131	312,800									
132	313,000									
133	313,100									
134	313,200									
135	313,400									
136	313,600									
137	313,700									
138	313,800									
139	314,000									
140	314,200									
141	314,300									
142	314,400									
143	314,600									
144	314,800									

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数				
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
145	314,900				
146	315,000				
147	315,100				
148	315,300				
149	315,500				
150	315,700				
151	315,900				
152	316,000				
153	316,200				
職員数計	106人	84人	27人	22人	15人
				職員数合計	254人

高等学校等教育職給料表

号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	163,400		204,300		285,500		413,800		483,600	
2	165,500		206,800		288,200		415,500		485,100	
3	167,600		209,300		290,800		417,000		486,600	
4	169,700		211,800		293,400		418,400		488,100	
5	171,800		214,300		296,000		419,700		489,600	
6	174,300		216,400		298,600		421,100		490,400	
7	176,800		218,500		301,200		422,500		491,200	
8	179,300		220,500		303,800		423,900		492,000	
9	181,800		222,500	5	306,300		425,200		492,800	
10	184,400		224,200		308,900	1	426,600		493,600	
11	187,000		225,500		311,500		428,000		494,400	
12	189,600		226,800	2	314,100		429,300		495,200	
13	192,200		228,100		316,600		430,600		495,800	3
14	194,500		229,800	1	319,400		432,200		496,600	
15	196,800		231,500		322,200		433,800		497,400	
16	199,100		233,200	2	325,000		435,300		498,200	
17	201,400		234,900	1	327,700		436,800	1	499,100	
18	203,600		237,000		330,100		438,300		499,900	
19	205,800		239,100		332,400		439,800	1	500,500	
20	208,000		241,200	3	334,700		441,300		501,100	
21	210,200		243,300		337,000		442,800		501,700	
22	212,400		245,900	1	339,300		444,400		502,300	
23	214,500		248,500		341,600		445,900		502,900	
24	216,500		251,100	4	343,900	1	447,400		503,500	
25	218,300		253,800		346,100		448,800		504,100	
26	219,900		256,500		348,500		450,100		504,700	
27	221,200		259,100		350,900		451,400	1	505,300	
28	222,500		261,700	3	353,200		452,700		505,900	
29	223,800		264,300	1	355,400		454,100		506,500	
30	225,300		266,900		357,600		455,300			
31	226,800		269,500	1	359,800		456,400			
32	228,300		272,100		361,900		457,600	1		
33	229,800		274,700	2	364,000		458,800			
34	231,500		277,300	2	366,000		460,000			
35	233,200		279,900		368,000		461,500	1		
36	234,900		282,500	3	370,000	1	463,000			
37	236,600		285,100		372,000		464,400			
38	238,500		287,700	1	374,200	1	465,900			
39	240,400		290,200	2	376,300		467,400			
40	242,300		292,700	4	378,400		468,900			
41	244,200		295,100	2	380,500		470,300			
42	245,700		297,600	1	382,700		471,200	1		
43	247,200		300,100	2	384,900		472,100			
44	248,700		302,600	3	387,000		473,000			
45	250,200		305,000	1	389,000		473,500			
46	251,700		307,600	2	391,000		474,400	1		
47	253,200		310,100		393,000		475,300			
48	254,600		312,600	2	395,000		476,000			

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	256,000		315,000		396,900		476,400			
50	257,500		317,300	1	398,800		476,900			
51	259,000		319,600		400,700		477,400			
52	260,500		321,900	1	402,500	1	477,900			
53	261,900		324,100	3	404,300		478,200			
54	263,300		326,500	3	406,100		478,800			
55	264,600		328,900	2	407,800		479,200			
56	265,900		331,300	4	409,400		479,600			
57	267,100		333,700	5	410,700		479,900			
58	268,500		336,100		412,000		480,300			
59	269,900		338,500	1	413,300		480,700			
60	271,300		340,800	3	414,600		481,100			
61	272,700		343,000	1	415,800		481,500			
62	273,900		345,200	2	417,100					
63	275,100		347,300	1	418,400					
64	276,300		349,400	1	419,600					
65	277,500		351,500		420,800					
66	278,900		353,600		422,200	1				
67	280,300		355,700	1	423,600					
68	281,700		357,700	2	425,000					
69	283,100		359,700		426,300					
70	284,600		361,900	2	427,600					
71	286,100		364,000	1	428,900					
72	287,500		366,100	4	430,200					
73	288,700		368,200	1	431,400					
74	290,100		370,400	3	432,800					
75	291,400		372,600	1	434,100					
76	292,600		374,800	1	435,400					
77	293,700		376,700	1	436,500					
78	294,700		378,700		437,600					
79	295,700		380,700		438,800					
80	296,700		382,700	1	439,900					
81	297,600		384,700	1	440,900					
82	298,600		386,500		441,600					
83	299,600		388,300		442,300					
84	300,600		390,000	1	443,000					
85	301,600		391,700	1	443,500					
86	302,700		393,300	2	444,200	2				
87	303,700		394,700	2	444,900					
88	304,700		396,100	1	445,700					
89	305,600		397,200	1	446,200					
90	306,600		398,500	4	446,800					
91	307,700		399,800	2	447,300	1				
92	308,800		401,100	2	447,900					
93	309,400		402,400	2	448,400					
94	310,500		403,600	1	448,600	1				
95	311,600		404,800		448,800					
96	312,700		406,000	1	449,000	1				

給 号	職務 の級	1級		2級		3級		4級		5級	
		給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
		円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
97		313,700		407,200	1	449,200					
98		314,800		408,400	1	449,400	1				
99		315,900		409,600		449,600					
100		317,000		410,800	2	449,800					
101		317,700		412,000		450,000					
102		318,800		413,100	1	450,200					
103		319,800		414,100		450,400					
104		320,800		415,100		450,600					
105		321,400		416,000	3	450,700					
106		322,200		417,100		450,900					
107		323,000		418,200	1	451,100					
108		323,700		419,100	1	451,300					
109		324,200		419,800	1	451,500					
110		324,700		420,600							
111		325,300		421,500	1						
112		325,800		422,400							
113		326,400		423,100							
114		326,900		423,600							
115		327,300		423,900							
116		327,700		424,200							
117		328,100		424,400							
118		328,600		424,800							
119		329,100		425,200							
120		329,500		425,500	1						
121		329,900		425,800							
122		330,300		426,000	2						
123		330,600		426,200							
124		330,900		426,500	1						
125		331,200		426,700							
126		331,600		426,900							
127		331,900		427,100	1						
128		332,200		427,300							
129		332,400		427,500							
130		332,600		427,700							
131		332,800		427,800	2						
132		333,000		428,000	2						
133		333,200		428,200	1						
134		333,400		428,400							
135		333,600		428,600	1						
136		333,800		428,800	1						
137		334,000		428,900	1						
138		334,200		429,100							
139		334,400		429,300	1						
140		334,600		429,500							
141		334,800		429,700							
142		335,000		429,900							
143		335,200		430,100							
144		335,400		430,300							

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	
145	335,600		430,500								
146	335,800		430,700								
147	336,000		430,900								
148	336,200		431,100								
149	336,400		431,300								
150	336,600										
151	336,800										
152	337,000										
153	337,100										
154	337,300										
155	337,500										
156	337,700										
157	337,900										
158	338,100										
159	338,300										
160	338,500										
161	338,700										
162	338,900										
163	339,100										
164	339,300										
165	339,500										
166	339,700										
167	339,900										
168	340,100										
169	340,300										
職員数計	0人		144人		12人		7人		3人		
	職員数合計							166人			

小中学校等教育職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数								
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	163,400		184,300		285,500		395,100	5	449,200	6
2	165,500		186,900		288,200		396,700		450,200	
3	167,600		189,500		290,800		398,300	1	451,200	1
4	169,700		192,100		293,400		399,800		452,400	
5	171,800		194,700		296,000		401,300	8	453,300	8
6	174,300		197,100		298,600		403,100	1	454,200	
7	176,800		199,500		301,200		404,800		455,000	2
8	179,300		201,900		303,800		406,500	1	455,900	
9	181,800		204,300		306,300		408,100	12	457,000	8
10	184,400		206,800		308,900		409,700	1	457,800	2
11	187,000		209,300		311,500		411,200	2	458,600	8
12	189,600		211,800		314,100		412,700	2	459,500	1
13	192,200		214,300		316,600		414,000	10	460,200	11
14	194,500		216,400		319,400		415,300	1	460,900	2
15	196,800		218,500		322,200		416,500	1	461,600	4
16	199,100		220,500		325,000	1	417,700		462,200	4
17	201,400		222,500	83	327,700		418,900	6	462,600	2
18	203,600		224,200		330,100	1	420,100	1	463,300	3
19	205,800		225,500	5	332,400		421,300		464,000	2
20	208,000		226,800	62	334,700	1	422,500	3	464,700	3
21	210,200		228,100	23	337,000		423,400	9	465,200	5
22	212,400		229,800	10	339,300		424,700	3	465,900	4
23	214,500		231,500		341,600	1	426,000	2	466,600	
24	216,500		233,200	49	343,900	5	427,300	2	467,300	2
25	218,300		234,900	14	346,100	1	428,300	7	467,800	1
26	219,900		237,000	7	348,500		429,500	1	468,500	2
27	221,200		239,100	8	350,900		430,600	4	469,200	1
28	222,500		241,200	53	353,200	3	431,700	4	469,900	
29	223,800		243,300	14	355,400	1	432,400	4	470,400	
30	225,300		245,900	10	357,500	2	433,600	4	471,100	
31	226,800		248,500	4	359,600	1	434,800	4	471,800	1
32	228,300		251,100	61	361,600	7	436,000		472,500	
33	229,800		253,800	8	363,600		436,900	1	473,100	
34	231,400		256,500	20	365,400	4	437,500	1	473,800	
35	233,000		259,100	8	367,200	3	438,100	7	474,500	
36	234,600		261,700	71	369,000	6	438,700	2	475,200	
37	236,200		264,300	7	370,700		439,300	3	475,700	2
38	238,000		266,900	14	372,400	8	439,900	1		
39	239,800		269,500	7	374,100	4	440,600	3		
40	241,600		272,100	77	375,700	5	441,200	2		
41	243,300		274,700	4	377,300	3	441,500	5		
42	244,800		277,300	21	378,900	4	442,000	1		
43	246,200		279,900	5	380,500	2	442,500	1		
44	247,600		282,500	70	382,100	5	443,000	2		
45	249,000		285,100	9	383,600	5	443,300	1		
46	250,500		287,700	21	385,100	5	443,600	3		
47	252,000		290,200	6	386,600	5	443,900	1		
48	253,500		292,700	91	388,100	9	444,200			

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	255,000		295,100	7	389,600	4	444,500	1		
50	256,500		297,600	25	391,000	4	444,800			
51	258,000		300,100	12	392,300	1	445,100			
52	259,500		302,600	108	393,600	3	445,400	2		
53	260,900		305,000	7	394,900	2	445,600			
54	262,300		307,600	29	396,100	5	445,900			
55	263,600		310,100	12	397,300	2	446,200			
56	264,900		312,600	86	398,400	2	446,500	1		
57	266,200		315,000	14	399,500	5	446,700			
58	267,500		317,300	41	400,600	4	447,000			
59	268,800		319,600	17	401,700	6	447,300			
60	270,100		321,900	68	402,700	3	447,600			
61	271,400		324,100	20	403,700	6	447,900	1		
62	272,600		326,500	34	404,700	2	448,100			
63	273,700		328,900	16	405,700	3	448,300			
64	274,800		331,300	83	406,700	2	448,500			
65	275,900		333,700	19	407,600	3	448,700	1		
66	277,300		336,100	38	408,800	1	448,900			
67	278,700		338,500	16	409,900	1	449,100			
68	280,000		340,800	65	411,000	5	449,300			
69	281,300		343,000	16	412,000		449,500			
70	282,700		345,200	27	413,000	3	449,700			
71	284,100		347,300	21	414,000	2	449,900			
72	285,500		349,400	72	415,000	1	450,100			
73	286,600		351,500	13	415,800	1	450,300			
74	287,800		353,600	26	416,800	2				
75	289,000		355,600	13	417,700					
76	290,200		357,600	55	418,600	5				
77	291,400		359,500	15	419,400	4				
78	292,400		361,200	34	420,200	5				
79	293,400		362,900	13	421,000	3				
80	294,400		364,600	39	421,800	1				
81	295,400		366,300	26	422,500	3				
82	296,400		368,100	22	423,200	2				
83	297,400		369,800	16	423,800	3				
84	298,300		371,500	23	424,500	3				
85	299,100		373,000	29	425,000	2				
86	300,000		374,500	22	425,400	2				
87	300,900		376,000	16	425,800	1				
88	301,700		377,500	25	426,200	2				
89	302,400		379,000	34	426,600					
90	303,100		380,300	18	426,900	1				
91	303,900		381,600	19	427,200	1				
92	304,600		382,900	23	427,500	1				
93	305,000		384,100	20	427,900	1				
94	305,800		385,300	22	428,200	1				
95	306,600		386,400	19	428,500	1				
96	307,300		387,500	17	428,700					

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
97	308,000		388,500	25	428,900	2				
98	308,800		389,300	21	429,100	2				
99	309,500		390,100	18	429,300					
100	310,200		391,000	25	429,500					
101	310,900		391,900	18	429,700	3				
102	311,300		392,800	20	429,900	1				
103	311,600		393,700	21	430,100					
104	311,900		394,600	21	430,300					
105	312,100		395,400	28	430,400					
106	312,300		396,300	24	430,600	1				
107	312,500		397,200	25	430,800	1				
108	312,700		398,100	7	431,000					
109	312,900		398,900	10	431,200					
110	313,200		399,800	16	431,400					
111	313,400		400,700	12	431,600					
112	313,600		401,600	11	431,800					
113	313,800		402,200	10	432,000	1				
114	314,000		403,100	4						
115	314,200		403,900	17						
116	314,400		404,700	9						
117	314,600		405,400	7						
118	314,900		406,200	9						
119	315,100		407,000	4						
120	315,300		407,800	1						
121	315,500		408,600	6						
122	315,700		409,400	7						
123	315,900		410,100	5						
124	316,100		410,900	7						
125	316,300		411,200	6						
126	316,500		411,600	11						
127	316,700		412,200	3						
128	316,900		412,500	4						
129	317,100		412,900	10						
130	317,300		413,300	4						
131	317,500		413,800	3						
132	317,700		414,200	6						
133	317,900		414,500	2						
134	318,100		414,900	5						
135	318,300		415,300	3						
136	318,500		415,700	5						
137	318,700		416,100	1						
138	318,900		416,500	3						
139	319,100		416,800	3						
140	319,300		417,200	4						
141	319,500		417,700	3						
142	319,700		418,000	2						
143	319,900		418,300	4						
144	320,100		418,600	5						

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
145	320,300		418,800	2						
146	320,500		419,100	4						
147	320,700		419,400	3						
148	320,900		419,700	2						
149	321,100		419,900	1						
150	321,300		420,100	1						
151	321,500		420,300	1						
152	321,700		420,500							
153	321,900		420,700							
154	322,100		420,900							
155	322,300		421,100							
156	322,500		421,300	1						
157	322,700		421,500							
158			421,700							
159			421,900							
160			422,100							
161			422,300	3						
職員数計	0人		2,747人		218人		139人		85人	
							職員数合計		3,189人	

第3表 給料表別、年齢別職員数

年齢 歳	給料表			
	行政職給料表 人	医療職給料表 人	消防職給料表 人	保育職給料表 人
18	4		4	
19	7		5	
20	14		7	1
21	9		12	
22	83		18	5
23	71		26	10
24	83		32	7
25	81		22	9
26	57		34	7
27	68		21	7
28	86		30	7
29	105		35	8
30	85		36	7
31	108		50	7
32	99		34	2
33	106		31	12
34	82	1	38	4
35	101		39	4
36	110		41	4
37	104		35	3
38	98	1	42	2
39	102	1	31	
40	106		35	1
41	97		34	3
42	87	1	35	3
43	79	1	21	5
44	116		22	2
45	111		12	3
46	112		13	4
47	86		10	3
48	96		16	4
49	89		18	8
50	91		22	10
51	127		19	18
52	106	1	20	14
53	97		19	21
54	95		11	18
55	97		19	11
56	87		13	9
57	90	1	20	9
58	86		23	2
59	100	1	19	
60				
61		1		
62				
63				
64				
65				
職員数計	3,618人	9人	1,024人	254人

年齢	給料表	高等学校等 教育職給料表	小中学校等 教育職給料表	全給料表
	歳	人	人	人
18				8
19				12
20				22
21				21
22		5	82	193
23		2	87	196
24		4	76	202
25		4	80	196
26		4	76	178
27		4	105	205
28		2	94	219
29		6	102	256
30		5	126	259
31		9	130	304
32		4	125	264
33		3	136	288
34		13	145	283
35		4	138	286
36		3	144	302
37		6	119	267
38		6	130	279
39		7	126	267
40		4	111	257
41		8	105	247
42			108	234
43		5	90	201
44		4	84	228
45		7	77	210
46		3	71	203
47		2	64	165
48		7	67	190
49		2	67	184
50		2	46	171
51		6	54	224
52		4	39	184
53		3	37	177
54		3	31	158
55		4	19	150
56		2	29	140
57		4	25	149
58		2	19	132
59		3	25	148
60				
61				1
62				
63				
64				
65				
職員数計		166人	3,189人	8,260人

第4表 扶養手当の支給状況

項目 扶養親族数	受給 職員数	扶養親族の内訳			
		配偶者	子	うち特定期間 にある子	父母等
1人	1,146	278	777	211	91
2人	1,346	339	2,304	470	49
3人	946	584	2,223	457	31
4人	218	181	677	111	14
5人	23	22	92	14	1
6人以上	8	8	45	11	0
計	3,687	1,412	6,118	1,274	186

(注1) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(注2) 特定期間にある子とは、15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。

第5表 住居手当の支給状況

その1 支給状況

区分	職員構成比	平均支給額
受給者	26.3%	28,673円
非受給者	73.7%	
合計	100.0%	7,529円

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総計と一致しない場合がある(第5表その2及び第6表において同じ)。

その2 受給者に対する支給状況

区分	職員構成比	
堺市内居住者	手当額 14,000 円未満の受給者	0.0%
	手当額 14,000 円以上 30,000 円未満の受給者	8.0%
	手当額 30,000 円の受給者	60.7%
堺市外居住者	手当額 11,000 円未満の受給者	0.0%
	手当額 11,000 円以上 27,000 円未満の受給者	2.1%
	手当額 27,000 円の受給者	29.2%
計	100.0%	

第6表 通勤手当の支給状況

区 分		職員構成比			平均支給額			
受 給 者	交通機関等のみ利用者	%			円			
		38.7			15,693			
	交通機関等及び交通用具の併用者	7.2			15,121			
	交通用具のみ利用者	45.6			5,295			
	【通勤距離】			自転車使用		自転車 以外	自転車使用	
				堺市内 居住者	堺市外 居住者		堺市内 居住者	堺市外 居住者
		片道 5 km未満	11.4	0.8	5.0	4,000	3,000	2,007
		片道 5 km以上 10 km未満	4.8	1.2	11.6	6,200	5,222	4,207
	片道 10 km以上 15 km未満	0.4	0.8	5.9	9,100	8,100	7,107	
	片道 15 km以上 20 km未満	2.2			10,013			
	片道 20 km以上 25 km未満	0.6			12,900			
	片道 25 km以上 30 km未満	0.5			15,800			
	片道 30 km以上 35 km未満	0.2			18,700			
	片道 35 km以上 40 km未満	0.1			21,600			
	片道 40 km以上 45 km未満	0.1			24,400			
片道 45 km以上 50 km未満	0.0			26,200				
片道 50 km以上 55 km未満	0.0			28,000				
片道 55 km以上 60 km未満	0.0			29,800				
片道 60 km以上	—			—				
計		91.5			10,465			
非受給者		8.5						
合計		100.0			9,571			

2 民間給与関係

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会が人事院、大阪府人事委員会等と共同で実施した本年の職種別民間給与実態調査の概要は次のとおりである。

○ 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等を検討するため、令和6年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

○ 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所267事業所

なお、病院について、本年も調査を実施することとした。

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

○ 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により9層に層化（グループ化）し、これらの層から75事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は、第7表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

○ 集計

ア 調査実人員

初任給関係286人（行政職に相当する調査実人数281人）

初任給関係以外の調査職種4,053人（行政職に相当する調査実人員3,748人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、25,823人であり、行政職に相当するものは18,226人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第7表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 62	事業所 30	事業所 24	事業所 8
農業, 林業, 漁業	*	*	*	*
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	6	5	*	*
製造業	34	15	14	5
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業、運輸業, 郵便業	11	4	7	*
卸売業, 小売業	*	*	*	*
金融業, 保険業、不動産業, 物品賃貸業	*	*	*	*
教育, 学習支援業、医療, 福祉, サービス業	9	5	*	3

(注1) 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が11事業所あった。

(注2) 「*」は、調査事業所が2事業所以下であることを示す。

(注3) 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、
「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び
「サービス業 (他に分類されないもの)」 (宗教及び外国公務に分類されるものを除く。) である。

第8表 職種別、学歴別初任給

職 種	学 歴		
	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
新卒事務員・技術者計	234,558 円	— 円	199,232 円
新 卒 事 務 員	225,387	—	* 187,058
新 卒 技 術 者	245,647	—	203,392

(注1) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
(注2) *印のあるものは、調査事業所が5事業所以下である。

第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	5	49.7	679,242	21,586	657,656	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	47.3	667,445	39,015	628,430	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	6	54.5	811,382	6,371	805,011	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	52.0	918,118	9,974	908,144	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	58.9	622,664	0	622,664	
	事務部長	59	53.6	712,484	3,629	708,855	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	47	53.5	743,635	4,735	738,900	
	短大卒	4	50.5	607,819	0	607,819	
高校卒	8	55.0	612,964	58	612,906		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	97	54.2	760,274	2,330	757,944	同上	
大学卒	78	54.5	787,394	2,131	785,263		
短大卒	8	53.6	750,432	28	750,404		
高校卒	11	52.9	595,227	5,150	590,077		
事務部次長	32	51.8	732,992	3,965	729,027	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	29	51.5	732,033	315	731,718		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	57.2	751,751	0	751,751		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術部次長	44	51.8	709,435	5,996	703,439	同上	
大学卒	35	51.5	741,171	0	741,171		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	8	52.1	604,910	26,786	578,124		
事務課長	245	50.7	646,412	2,986	643,426	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	210	50.7	661,027	3,554	657,473		
短大卒	5	51.0	502,134	0	502,134		
高校卒	30	50.7	580,910	55	580,855		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	521	50.2	647,000	3,753	643,247	同上	
大学卒	342	49.5	665,443	2,705	662,738		
短大卒	50	50.5	625,356	4,889	620,467		
高校卒	129	51.7	608,343	5,995	602,348		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	92	49.5	555,084	28,101	526,983	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	66	48.0	556,374	34,216	522,158	
	短大卒	8	49.9	559,951	2,927	557,024	
	高校卒	18	53.6	549,316	21,118	528,198	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	222	45.3	568,919	69,504	499,415	同上
	大学卒	140	43.2	567,979	65,289	502,690	
	短大卒	33	46.4	545,722	85,365	460,357	
	高校卒	47	50.3	590,596	65,407	525,189	
	中学卒	2	52.5	579,341	116,141	463,200	
	事務係長	289	49.0	507,763	67,355	440,408	係の長及び係長級専門職
	大学卒	177	48.1	533,305	77,202	456,103	
	短大卒	47	48.8	467,878	56,897	410,981	
	高校卒	65	51.4	469,364	48,910	420,454	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術係長	510	49.5	581,161	86,411	494,750	同上	
大学卒	241	47.6	598,807	83,677	515,130		
短大卒	63	52.1	551,469	88,034	463,435		
高校卒	204	51.2	567,138	89,961	477,177		
中学卒	2	58.5	553,799	70,319	483,480		
事務主任	170	44.2	418,481	37,575	380,906	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	111	42.0	435,025	42,614	392,411		
短大卒	23	45.5	391,977	25,196	366,781		
高校卒	36	50.0	384,148	29,927	354,221		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	175	47.1	542,732	84,328	458,404	同上	
大学卒	77	46.7	545,041	82,327	462,714		
短大卒	25	44.7	580,778	111,365	469,413		
高校卒	73	48.3	526,938	76,858	450,080		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	579	41.3	401,107	43,586	357,521		
大学卒	357	38.1	428,192	51,641	376,551		
短大卒	76	47.1	368,703	29,611	339,092		
高校卒	145	46.9	343,123	28,934	314,189		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術係員	702	41.0	488,694	70,422	418,272		
大学卒	359	39.6	510,916	73,130	437,786		
短大卒	103	40.4	446,278	73,844	372,434		
高校卒	240	44.5	458,544	62,352	396,192		
中学卒	-	-	-	-	-		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	51.1	746,679	48,153	698,526	
	短大卒	2	47.2	853,843	77,813	776,030	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	工場長	6	54.5	811,382	6,371	805,011	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	52.0	918,118	9,974	908,144	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	58.9	622,664	0	622,664	
	事務部長	41	54.7	800,731	6,427	794,304	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	35	54.6	826,475	7,618	818,857	
	短大卒	3	52.3	614,404	0	614,404	
高校卒	3	58.2	707,954	205	707,749		
技術部長	83	54.4	786,437	2,457	783,980	同上	
大学卒	71	54.3	800,779	2,479	798,300		
短大卒	7	54.4	761,010	33	760,977		
高校卒	5	57.5	606,297	5,979	600,318		
事務部次長	28	52.3	763,511	5,112	758,399	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	25	51.9	766,616	419	766,197		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	57.2	751,751	0	751,751		
技術部次長	36	51.7	761,583	0	761,583	同上	
大学卒	33	51.4	759,000	0	759,000		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	2	55.0	849,120	0	849,120		
事務課長	210	51.4	687,437	1,848	685,589	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	186	51.2	692,380	2,096	690,284		
短大卒	2	51.5	385,668	0	385,668		
高校卒	22	53.1	668,156	85	668,071		
技術課長	446	50.3	681,494	3,929	677,565	同上	
大学卒	316	49.5	685,483	2,055	683,428		
短大卒	36	51.2	673,753	6,923	666,830		
高校卒	94	53.0	670,707	9,352	661,355		
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	
	大学卒	80	49.3	582,592	28,780	553,812		
	短大卒	60	47.8	570,670	32,774	537,896		
	高校卒	6	50.1	638,155	18	638,137		
	中学卒	14	54.3	602,709	26,007	576,702		
	-	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	216	45.3	574,448	71,733	502,715		同上
	大学卒	138	43.1	570,593	66,156	504,437		
	短大卒	32	46.2	552,104	88,333	463,771		
	高校卒	44	50.7	606,259	71,311	534,948		
中学卒	2	52.5	579,341	116,141	463,200			
技 術	事務係長	196	50.6	564,109	77,640	486,469	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	130	49.8	583,822	86,792	497,030		
	短大卒	28	50.6	505,756	53,057	452,699		
	高校卒	38	53.4	537,926	63,537	474,389		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	460	50.0	598,981	90,097	508,884	同上	
	大学卒	218	47.9	615,542	88,504	527,038		
	短大卒	56	53.1	569,024	92,714	476,310		
	高校卒	184	51.9	586,349	91,691	494,658		
	中学卒	2	58.5	553,799	70,319	483,480		
関 係 職	事務主任	102	44.5	485,755	45,937	439,818	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
	大学卒	77	43.4	484,605	49,575	435,030		
	短大卒	10	44.7	501,262	40,359	460,903		
	高校卒	15	50.4	481,541	29,270	452,271		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	147	48.2	584,035	92,900	491,135	同上	
	大学卒	66	48.8	587,002	91,764	495,238		
	短大卒	23	44.4	595,184	117,493	477,691		
	高校卒	58	49.1	576,184	84,055	492,129		
	中学卒	-	-	-	-	-		
種	事務係員	363	41.8	457,464	52,109	405,355		
	大学卒	249	39.1	474,351	59,492	414,859		
	短大卒	50	48.0	402,558	34,461	368,097		
	高校卒	64	49.5	424,802	31,987	392,815		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係員	619	41.2	502,359	72,756	429,603		
	大学卒	328	39.6	518,692	75,048	443,644		
	短大卒	88	40.2	462,363	79,496	382,867		
	高校卒	203	45.7	481,538	63,294	418,244		
	中学卒	-	-	-	-	-		

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務 ・ 技 術 関 係 種 職	支店長	2	48.5	624,449	0	624,449	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	17	52.1	598,130	0	598,130	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	11	51.8	608,194	0	608,194	
	短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	5	53.7	575,790	0	575,790		
技術部長	12	53.9	675,985	0	675,985	同上	
大学卒	7	56.0	705,212	0	705,212		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	4	51.3	618,755	0	618,755		
事務部次長	4	50.0	627,485	0	627,485	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	4	50.0	627,485	0	627,485		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	3	54.2	616,672	0	616,672	同上	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	54.0	638,017	0	638,017		
事務課長	34	48.1	492,551	7,359	485,192	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	24	48.4	512,651	10,451	502,200		
短大卒	2	51.5	549,200	0	549,200		
高校卒	8	46.4	420,183	0	420,183		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	72	49.3	499,136	3,070	496,066	同上	
大学卒	24	49.4	495,594	8,652	486,942		
短大卒	14	48.8	509,028	0	509,028		
高校卒	34	49.4	497,747	148	497,599		
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	
	大学卒	10	50.3	434,838	16,828	418,010		
	短大卒	4	49.0	467,946	28,879	439,067		
	高校卒	2	49.5	406,922	8,621	398,301		
	中学卒	4	52.0	415,688	8,882	406,806		
	-	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	6	46.0	416,382	7,999	408,383		同上
	大学卒	2	44.0	434,469	20,996	413,473		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	45.8	422,392	2,000	420,392		
中学卒	-	-	-	-	-			
技 術	事務係長	90	46.5	424,937	52,576	372,361	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	46	44.7	433,589	58,697	374,892		
	短大卒	19	47.0	428,133	60,927	367,206		
	高校卒	25	49.2	407,069	35,442	371,627		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	38	44.7	433,566	57,363	376,203	同上	
	大学卒	18	43.4	440,395	36,132	404,263		
	短大卒	6	44.0	419,141	55,509	363,632		
	高校卒	14	46.6	431,110	85,884	345,226		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関 係 職	事務主任	60	44.0	339,891	28,079	311,812	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
	大学卒	32	39.4	347,558	30,403	317,155		
	短大卒	11	46.9	324,650	15,137	309,513		
	高校卒	17	50.7	335,213	32,065	303,148		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	27	41.8	353,943	44,609	309,334	同上	
	大学卒	10	35.5	333,390	33,071	300,319		
	短大卒	2	47.5	444,102	53,235	390,867		
	高校卒	15	45.5	355,486	51,801	303,685		
	中学卒	-	-	-	-	-		
種	事務係員	175	40.9	305,953	29,296	276,657		
	大学卒	92	36.0	318,644	33,327	285,317		
	短大卒	22	45.9	310,035	21,719	288,316		
	高校卒	60	46.1	285,322	26,408	258,914		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係員	57	39.5	311,124	40,892	270,232		
	大学卒	17	41.0	334,525	27,325	307,200		
	短大卒	12	42.7	297,580	17,733	279,847		
	高校卒	28	37.4	303,270	57,925	245,345		
	中学卒	-	-	-	-	-		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	*	*	*	*	*	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技術部長	2	47.0	485,410	21,155	464,255	同上	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	47.0	485,410	21,155	464,255		
事務部次長	-	-	-	-	-	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	5	49.7	493,056	47,328	445,728	同上	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	4	49.5	483,420	59,160	424,260		
事務課長	*	*	*	*	*	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	-	-	-	-	-		
技術課長	3	54.8	509,070	0	509,070	同上	
大学卒	2	53.0	457,000	0	457,000		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学校卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	
	大学卒	2	48.5	434,169	93,454	340,715		
	短大卒	2	48.5	434,169	93,454	340,715		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	-	-	-	-	-		同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	技 術	事務係長	3	53.5	347,100	20,425		326,675
大学卒		*	*	*	*	*		
短大卒		-	-	-	-	-		
高校卒		2	56.0	337,337	24,675	312,662		
中学卒		-	-	-	-	-		
技術係長		12	47.0	385,249	38,051	347,198	同上	
大学卒		5	52.5	413,033	41,264	371,769		
短大卒		*	*	*	*	*		
高校卒		6	42.7	367,557	40,618	326,939		
中学卒		-	-	-	-	-		
関 係 種	事務主任	8	41.4	308,437	20,401	288,036	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
	大学卒	2	41.0	302,056	22,106	279,950		
	短大卒	2	37.0	339,610	24,685	314,925		
	高校卒	4	43.8	296,042	17,407	278,635		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	*	*	*	*	*	同上	
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
種	事務係員	41	36.3	270,031	22,985	247,046		
	大学卒	16	31.6	262,651	20,196	242,455		
	短大卒	4	39.5	230,505	4,810	225,695		
	高校卒	21	39.4	283,183	28,572	254,611		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係員	26	32.9	280,916	31,621	249,295		
	大学卒	14	32.4	275,807	20,286	255,521		
	短大卒	3	42.5	295,505	49,555	245,950		
	高校卒	9	30.6	284,000	43,276	240,724		
	中学卒	-	-	-	-	-		

その2 事務・技術関係以外職種

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用 自動車運転手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	*	*	*	*	*	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	5	46.5	433,285	9,012	424,273	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	2	43.5	555,142	121,922	433,220	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	6	28.7	307,964	33,835	274,129	
	研究補助員	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
医 療 関 係 職 種	病院長	2	61.5	2,121,197	0	2,121,197	部下に医師又は歯科医師 5人以上
	副院長	4	59.8	1,674,700	0	1,674,700	上記病院長に事故等のあると きの職務代行者
	医科長	3	57.5	1,303,767	0	1,303,767	部下に医師又は歯科医師 1人以上
	医師	9	53.8	1,423,388	36,667	1,386,721	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	2	60.0	612,448	4,981	607,467	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	11	42.1	406,088	43,442	362,646	
	診療放射線技師	3	43.5	344,816	38,379	306,437	
	臨床検査技師	11	41.8	334,936	10,639	324,297	
	栄養士	10	35.8	306,558	31,537	275,021	
	理学療法士	35	32.3	336,540	37,523	299,017	
	作業療法士	37	35.1	338,581	35,004	303,577	
	総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上
	看護師長	32	49.0	517,654	5,297	512,357	部下に看護師又は准看護師5 人以上
看護師	85	39.3	369,529	18,241	351,288		
准看護師	23	48.5	342,616	3,517	339,099		

(注) 教育関係職種及び海事関係職種については、対象となる事業所が少ないため、記載を省略した。

第10表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬 季	42.2 %	57.8 %	42.0 %	58.0 %	56.6 %	43.4 %

第11表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		57.0 %
配偶者に家族手当を支給する		44.7 %
子に家族手当を支給する		56.0 %
家族手当制度がない		43.0 %
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	10,584 円
	配 偶 者 と 子 1 人	15,297 円
	配 偶 者 と 子 2 人	19,238 円
	子 1 人	11,391 円
	子 2 人	20,787 円
	子 3 人	30,748 円

(注1) 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき、配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

(注2) 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定状況

見直しの予定の状況	事業所割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	38.0 %
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの 動向等によっては、見直すことを検討	5.3 %
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	56.6 %

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

3 その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

(1) 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

○ 調査の目的と時期

この調査は、民間給与の状況を把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、令和3年から令和5年における堺市内の民間給与等の実態を調査したものである。調査は、令和3年分から令和5年分の3年分を対象とした。なお、賃金構造基本統計調査の調査票情報は、各年6月の調査内容が翌年3月に公表された後に利用可能となるものである。

○ 調査の範囲

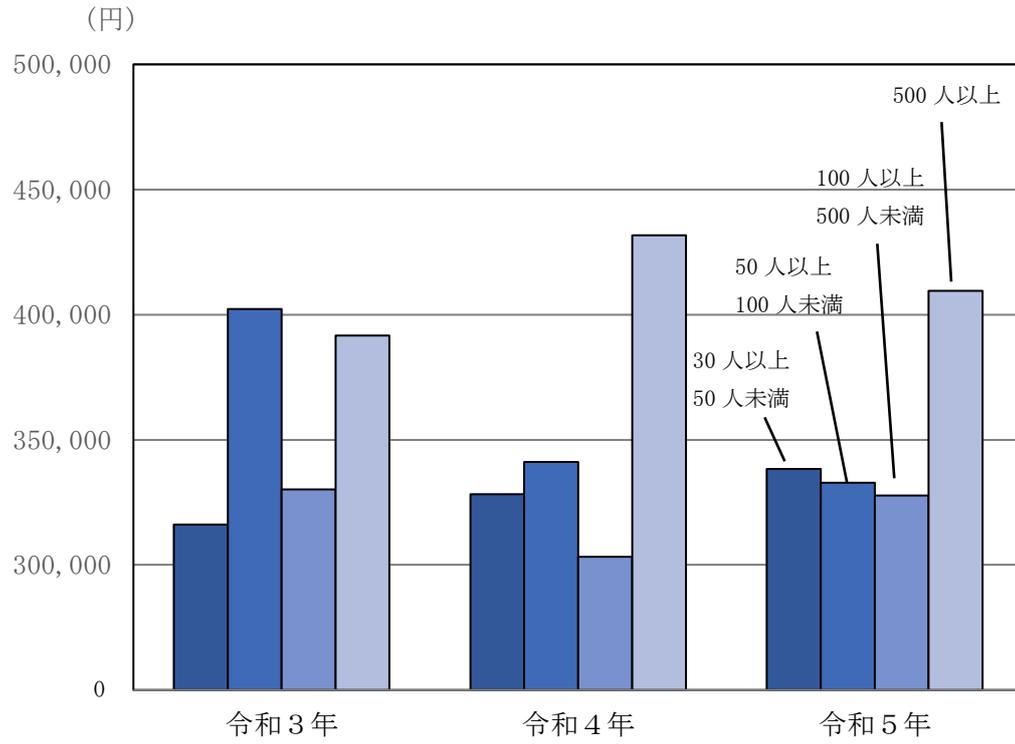
<調査対象>

- ・事業所：全産業の企業規模が常用労働者数30人以上で、かつ、事業所規模が正社員・正職員30人以上の本市内の民間事業所
- ・役職段階：部長級、課長級、係長級、非役職者の4段階

<調査対象外とする職種等>

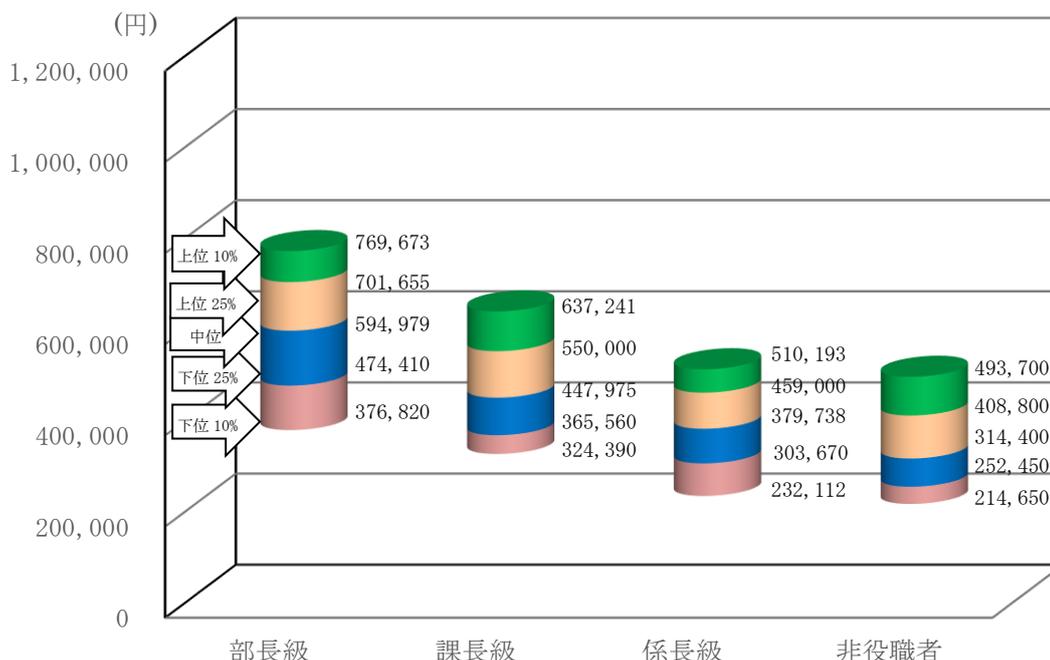
- ・区分：臨時労働者、正社員・正職員以外、雇用期間の定めあり、短時間労働者
- ・職種：生産労働者、専門的・技術的関連職業従事者

第 12 表 民間企業従業員の平均所定内給与額



(注) 事業所規模は、事業所の正社員・正職員の人数による。

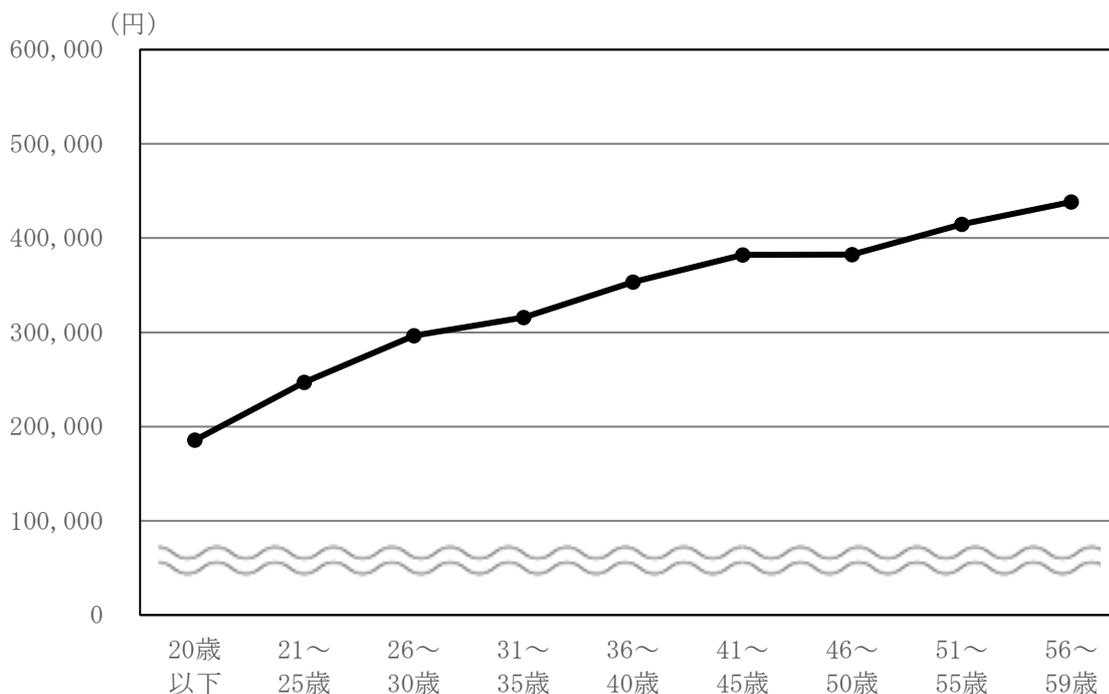
第 13 表 民間従業員の所定内給与額の分布状況



(注 1) 集計対象となる事業所の企業規模は、常用労働者 30 人以上である。令和 3 年から令和 5 年までの 3 年間の調査データで算出した。

(注 2) 上位 10%は、高い方から数えて全体の 10 分の 1 番目に該当する者の給与額。上位 25%は、高い方から数えて全体の 4 分の 1 番目に該当する者の給与額。中位は、中央値。下位 25%は、低い方から数えて全体の 4 分の 1 番目に該当する者の給与額。下位 10%は、低い方から数えて全体の 10 分の 1 番目に該当する者の給与額。

第 14 表 民間従業員の年齢区分別平均所定内給与額



(2) 生計費・労働経済指標

令和6年4月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

○ 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の家計調査等の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

○ 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の令和6年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第15表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和6年4月：堺市)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	33,120	42,060	54,670	67,280	79,980
住居関係費	39,020	43,740	40,320	36,890	33,470
被服・履物費	5,650	5,280	8,060	10,840	13,630
雑費Ⅰ	25,700	35,300	54,080	72,860	91,490
雑費Ⅱ	15,580	28,140	35,280	42,510	49,740
計	119,070	154,520	192,410	230,380	268,310

第16表 労働経済指標

項 目			年 月		令和5年				
			4月	5月	6月	7月	8月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する 給与 (調査産業計)	大阪府	金額 (円)	307,064	305,430	279,882	308,083	307,479	
			前年同月比 (%)	0.0	1.6	1.9	1.5	1.0	
		全国	金額 (円)	310,867	307,674	309,495	309,837	307,325	
			前年同月比 (%)	1.0	2.1	1.8	2.0	1.8	
	うち 所定内給与	大阪府	金額 (円)	284,325	283,030	261,547	285,842	285,429	
			前年同月比 (%)	0.5	1.9	1.9	2.1	1.3	
		全国	金額 (円)	285,120	283,500	285,211	285,023	283,167	
			前年同月比 (%)	1.2	2.2	1.8	2.1	2.0	
	総実労働時間数 (調査産業計)	大阪府 (時間)		143.3	136.8	145.9	141.7	134.6	
		全国 (時間)		148.3	140.9	149.7	146.3	139.3	
うち所定外 労働時間数		大阪府 (時間)	11.1	10.0	10.1	10.2	9.5		
		全国 (時間)	12.6	11.7	11.9	12.0	11.2		
(総務省 生計費 調査)	消費支出 勤労者世帯	堺市	金額 (円)	401,190	490,434	298,040	370,066	419,067	
			前年同月比 (%)	11.2	45.3	6.9	26.1	28.5	
		全国	金額 (円)	334,229	311,830	298,405	306,293	311,510	
			前年同月比 (%)	△ 2.9	△ 1.0	△ 0.7	△ 3.6	△ 3.4	
物 価	消費者物価 指数 (総務省)	堺市	前年同月比 (%)	3.7	3.3	3.3	3.1	3.1	
		全国	前年同月比 (%)	3.5	3.2	3.3	3.3	3.2	
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比 (%)	5.8	5.1	4.1	3.6	3.4	
雇 用 ・ そ の 他	常用雇用指数(大阪府) (調査産業計・厚生労働省)		前年同月比 (%)	△ 0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	
	有効求人倍率 (季節調整値・厚生労働省)	大阪府 (倍)	1.32	1.32	1.31	1.29	1.29		
		全国 (倍)	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30		
	完全失業率(%) (季節調整値・総務省)		2.6	2.6	2.5	2.6	2.6		

(注) 「賃金・労働時間」「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。
「生計費」の数値は、農林漁家世帯を含む勤労者世帯のものである。

9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月
306,898	311,459	310,040	308,576	309,278	308,636	312,727	318,478
△0.5	1.5	0.4	△0.3	2.3	2.8	2.2	3.1
308,600	311,011	310,936	311,167	306,323	308,062	312,109	316,529
1.5	1.8	1.7	1.7	1.2	1.9	2.1	2.3
284,483	288,171	286,712	285,030	286,395	285,558	288,493	294,022
△0.2	1.9	1.0	0.1	2.7	2.8	1.9	2.9
284,204	285,596	285,231	285,807	282,679	284,199	287,196	291,329
1.6	2.0	1.9	2.1	1.5	2.2	2.3	2.5
139.0	140.7	141.4	138.1	132.3	137.4	139.1	144.7
143.4	146.4	146.3	143.3	134.9	139.7	141.9	147.5
10.1	10.6	10.4	10.3	10.2	10.7	11.2	11.1
12.0	12.5	12.3	12.1	11.2	11.7	12.2	12.2
349,157	349,275	332,127	364,761	356,321	347,402	380,429	374,152
13.2	22.1	4.9	3.2	△ 5.3	5.7	△ 29.7	△ 6.7
311,728	330,590	301,718	348,859	313,165	307,765	353,810	345,020
△ 0.7	0.6	△ 2.1	△ 1.4	△ 5.4	3.0	4.1	3.2
2.9	3.3	3.0	2.6	2.1	2.5	2.3	2.1
3.0	3.3	2.8	2.6	2.2	2.8	2.7	2.5
2.2	1.1	0.5	0.3	0.3	0.7	0.9	1.2
0.3	0.2	0.7	0.3	0.3	0.8	0.5	0.4
1.28	1.28	1.26	1.25	1.23	1.22	1.24	1.22
1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26
2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月発行

編集・発行 堺市人事委員会

〒590 - 0078

堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072 - 228 - 7449

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 1 - C 5 - 2 4 - 0 1 6 2